

第 4 1 5 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 0 年 6 月 2 6 日（木）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 0 年 6 月 2 6 日、第 4 1 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 7 名

1 番	平 岡 武	1 0 番	広 岡 史 郎
2 番	難 波 靖 通	1 1 番	吉 識 定 和
3 番	宮 内 富 夫	1 3 番	松 岡 秀 人
4 番	釜 坂 道 弘	1 4 番	富 田 昭 市
5 番	北 山 孝 彦	1 5 番	小 國 正 子
6 番	福 永 繁 一	1 6 番	日 野 虔 介
7 番	小 林 博 市	1 7 番	高 井 國 年
8 番	石 野 光 市	1 8 番	宇 崎 壽 幸
9 番	東 森 修 一		

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ く り 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は 1 7 名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

議 長 それでは、日程により一般質問を続けてまいります。

8 番目の通告者は、平岡 武君であります。

1. (株)もちむぎ食品センターの経営について

以上、平岡議員どうぞ。

平岡 武議員 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、肩の力を抜いていただいて、一般質問の前にちょっとお尋ねしたいことがございます。簡単なことやけど、朝、僕たまに 8 時半ごろ来るんです。そしたらラジオ体操が鳴ってます。あれは何のために鳴ってますか。ちょっとお尋ねします。

総 務 課 長 ラジオ体操につきましては、職員の健康管理の一つという形でさせてもらっております。自主的なものでございます。

平岡 武議員 いいことやね。それは確かにいいことですね、健康管理ということ。でも、だれもしているのを見たことない、下も上も。それやったらあんなやかましい音楽鳴らすより、もうちょっと何か方法があるん違うかなと。朝の一言でも、町長でも副町長でも何か一言あった方が、やるぞという気持ちになるん違うかなと。だれもせんことを、やかましいだけでむだやと思います。いや、鳴らさんでもいいで。音楽は牛でもリラックスできるように、あんなにがちゃんがちゃんとした音楽やなしに。だれも見たことないんです。2 人だけ、2 人のためにいいことやね。

先日、会計検査院が福崎町へ来ました。我々、農家の品目横断の 40 万円の使ったものに検査をしてくださいました。いいかげんなもんやね、会計検査員も。長いことタクシーチケット乱用して、居酒屋タクシー言うんかいね。あれを使えへんのは会計検査院、全然使ってないらしいね。まじめやいうことはよくわかります。そやけど、あの会計検査院も余り知らんね、あの人は。役所の人を対象に会計検査をするなら、それはわかりますよ、いつ来ても。田植えの忙しい、忙しいときに検査しにきてんや。仕事が終わってへん、そのものやね、あれは。そんなことばかりしとんねん、ほんまに。福崎町の行政もやっぱりそんなことが多いと思います。会計検査官には、シカで我々困ってまんねんと、シカと知恵比べしとんねんと。そんなことよくわかっと思ってですわ。そやけど、産地づくり交付金、非常にありがたいです。そのおかげで福崎町の農家はもっていったんやということ、お礼を言うとききました。ごつつい喜んでほったです。喜んで帰ってもらいました。

それで、この後にもそれが重要な意味をもたらすんですけども、産業課長、質問です。産地づくりの交付金について、過去 3 年間どういうふうな、農家にどれぐらいの補助金が出ておりますか。担い手、集積の分と、もうちょっとあったね、助成が、この分を教えてください。

産 業 課 長 担い手交付金、産地づくり交付金ですけれども、基本部分につきましては、平成 17 年につきましては 2 万円、平成 18 年につきましては 2 万円、平成 19 年度につきましても 2 万円となっております。ことしの平成 20 年につきましては 1 万円ということで通知をさせていただいているところでございます。

それと、先ほど言われました担い手、また、農業組織に貸し借り等をさせていただいた場合の加算につきましては、1 反当たり 17 年度で 6 万円、平成 18 年度では 5 万 2,440 円、平成 19 年度につきましては 3 万 5,900 円、この 20 年度につきましては 4 万円以内ということで、まだ面積等確定しておりませんのではっきりした数字は決まっております。

平岡 武議員 ありがとうございます。こういった農家に対する助成金が出ております。非常

にありがたいことです。その中で、もちむぎ食品センターの経営を考える時に、このことを考えておられますか。そして、このことを考えた補助金なり、助成の対象であるもちむぎ商品として、価格が決定されておりますか。それで、私が一番心配するのは、このままだともちむぎ食品センターは恐らく解散になってしまうだろうということです。

もちむぎ食品センターには、取締役、何人かおられますね。その中の3人が悪い。足を引っ張っておる、こう思う。1人は社長、もう1人は商工会長、もう1人は生産組合の組合長、これ取締役やからね、皆。この人はみんな自分の利益しか考えてやっておらない。社長はあんた政治的にという、それが一番悪い。やっぱり悪い味を出してしまわな。そのもとはどこにあるかという、もちむぎの生産者に助成する助成金、これがもとになっておるわけ、そうでしょう。あれを解決せなんだら何ぼしてもあかん。

そしたら、今までもちむぎ味噌、もちむぎ焼酎、それから、麺もそうですけど、いろんなものをつくっておられます。それで、なぜ販売の経路が広がらないか、消費者が増えないかという、やっぱりそのもとは単価です。同じようなものを食べるのに、そのもとを解決しないとなかなか経営として、成り立っていかない、そう思うんですけど町長はどう思われますか。

町長 当然、物事を販売する場合には、つくった経費、それを勘案いたしまして売価を決定して、それを販売していくと、そういうルールになっているわけでありますから、そのとおり運営するという、今の運営でそんなに大きな支障が出るということではないのではないかと考えております。

特に生産者に対する米価、きのうもお答えいたしましたけれども、やはり生産者に見合う、これは精査する必要があると思いますけれども、そういった意味でスタートのときに決定をされており、私になりましてから若干引き下げをさせていただいて、本年度も交渉をしたという経緯をたどっているわけでありますから、その辺の供給と需要というバランスを考えながら、物事を進めていくということではいいのではないかと、このように考えております。

平岡 武議員 商品を販売して拡大を広げるというのは、もとが高かったら。安くできるのにあえて余分なお金を出している、これが一番悪いところ。それじゃ、商工会長と社長と生産者組合の会長、この3人で決めてしまつて。決める人間が悪い。町長はそんなふうにして思つてやりよつてや。普通の会社の社長なら、自分とこの会社が悪なつてゐるのにそんな決め方はしないです。3,000何ぼかの根拠はどういうふうにして決まっておりますか。30キログラム当たりの単価を教えてください。

産業課長 もちむぎ一袋の単価ということだと思ふんですけども、生産者への保障価格は今現在6,800円となっております。一時、12年、13年と生産調整のため作付はされておりましたけれども、それまでは、7,200円だと聞いております。その積算根拠等につきましては、その当時、生産費用を積み上げて出されたものと聞いておりますけれども、しっかりした根拠等につきましては、書類等残っておりませんので把握しておりません。

平岡 武議員 産業課長の答弁ではそこまでだと思います。そやけど、単価の根拠がわからない、ここに問題があるわけです。例えば、1反つくつたら収穫が何ぼであるにせよ30キログラム、6,800円のものをもらうと、それはいい。その余計に産地づくり交付金、今、言いましたね。これは大体、営農組合とか担い手にかかる趣旨に当たりません。当たる者が決まっています。17年には8万円当たっています、基本助成に加えて。18年には7万2,000円、1反当たり。こ

れで十分なものが与えられたわけやね。それに、なおかつ、何でそんなものを出すんですか。だからその根拠はいいかげんなものやから。それは個人がもうけるためにそうしただけのこと。みんなで足を引っ張る。取締役が足を引っ張ってどないするの。

僕がこんなん言うのは、商工会長でも、もちむぎ焼酎売っておられますね。泡で得たもんや、あれ。それがもちむぎ食品センターに15%ぐらい逆に払うんやったらいい、逆やと思う。もちむぎ食品センターに入るお金は恐らく3%か5%でしょう。自分を取りよめるものは20%か25%。そんなことで商工会長としてもちむぎを応援するって、そんな体裁のいいこと言うたらあかん。これが一番問題や。あの人らだったら、大きな会社の経営者なんです。だからどこに問題があるかよくわかっておられるわけです。もとの単価が高い。役場の職員もきのうだれか言われましたね。「それやったら原油と一緒にやな」って。それはまさに原油と一緒にです。役場の職員でもよく見ておられる人がおるね。

そのようなことも踏まえて、町長、まだ生産者にそれは妥当やと、出すのは妥当やと言われますか、お尋ねします。

町長 生産費につきましては、現在の計算でもう一度精査をしたらいいと思いますが、そのことにつきましては、本年度は6,800円ではないと思っているわけなんです。私と産業課長の見解がちょっと違っているというのは、内部調整が悪いのかなと思うわけでありまして。そういった意味では、本年度の米価が下がった分についても、もちむぎ食品センターが補償しておりましたけれども、そういった面については、ことしはそういった補償はご勘弁をいただきたいという交渉によって、いろいろと値段を決めているということでもあります。

平岡議員が今そういうふうに言われておりますので、改めて生産費に見合う価格というのは、それははじいてみていいのではないかと、このように思います。

平岡 武議員 私がこうして言うのは、私が生産組合、板坂営農組合長だけやったら、黙っておきますよ、損やもん。それでもやっぱり多くの人から指示を受けて、議員ですから、だからあえて言うんです。僕はそれだけです、何も。村で嫌われること何で言わなあかんの。ここにも村の人おってやね、平岡君あんなこと言いよったぞとフツと言われてみないね。言うてないと思うけど。ほんまでっせ。私もつらいところなんです。

それと、昨年度でよくわかったことは、僕も勉強しながらですので、政府が品目横断で緑ゲタとか黄ゲタとかが出てきました。緑の野菜において過去の実績で福崎町は、小麦に対して1万6,800円は1反について保障しますと、こういうことです。そこは裸麦。裸麦は、計算したら1万2,200円になるんです。裸麦はとれが悪いから。このとれが悪い差です。4,600円です。4町つくったとして掛けたら18万4,000円は損になるでしょう。普通的小麦つくるよりかは実績が悪い。だから18万4,000円分の保障した、4町つくって。それプラス費用や何かが余分にかかっております。それ、10万円足したって28万4,000円、4町つくって。これぐらいの助成をしたら小麦と同じような値になるわけです。

だから、今やったらちょっと多過ぎると思ってないですか。その分だけ、もちむぎ食品センターがぐっとマイナスになります。これを早いこと解決しておけば、消費者に大変売れるんです。だから、今、金利補てんで町からお金が出てますけど、そないなったってだれがもうける、銀行がもうけるだけや。銀行なんか盆と正月になったら銀行から付け届けあるんかい、ありませんやろ。町民の税金やから、そういうことをせずに、過去の悪い体質で損したのなら、

一気に損を解消するために、出す。捻出するか、ちょっとずつ出したって一緒です。これは返ってこんお金です。金利ばかり払っても、元金はずっと残ってます。元金も全部、一旦出してしもて、精算してやる。僕は以前からそういってお願いしておるんですけど、なかなか僕の言うことは聞いてもらえない。僕の言うこと聞いたら損するのかわらんけど。けども、きのうの石野議員の発言は、非常にすばらしい、ほんま感銘した。それが議員として本来の姿やないかと思います。石野さん、見直しました。

それで、産業課長、監査もしておられますので、監査する側に立った一番重要なことですから、緑ゲタとかそんなんで、きちっとした補助体制がわかってきたと。もちむぎに対して補助金これだけ出しておること、あれは多過ぎるんやということがわかってきましたね。監査する側として、どう思われますか。

産業課長 先ほど議員さんも言われました品目横断等につきましては、平成19年度より始まりまして、先ほど言われました、緑ゲタというんですか、過去の3年間の実績により支払われる部分、また、毎年の生産の量によって支払われる部分等につきまして、まだ19年度に始まったところでございまして、国からの助成金等につきましても年度末にならないと確定、また、なかなかこちらの方としても情報が薄かったもので、額が幾らぐらいおりてるかというものがなかなかつかめなかったという部分がございます。本年度につきましては、ある程度早目にわかってくるものと考えておりますので、その辺も含めてこの単価の方に反映させていただけたらと考えております。また、この単価等につきましても、当然、生産組織等がおられますので、その方たちとよく協議をして、こちらのはじいてる単価等との調整を図っていきたいと思っております。

平岡 武議員 その単価の話し合いをするときに、生産組合の組合長、外しときな。自分の欲が出てくるから。自分らの経営を守らなあかんという、そういうものが出てきますので。会社を守る、もちむぎ食品センターを守ろうとして来られてない、商工会にしてもそう、そう思います。そういうのをそんな人ばかりに頼らない。それで、こっちが意見言うたら悪いように言われて。町長、そういうことです。

それで町長にも、同じような答弁になると思いますけど、最終的に何ぼか見直して、もちむぎの肩が軽くなるように。というのは、やっぱり何をつくっても、もとが高いもんやから売れへんでしょう、新商品を開発しても。もちむぎ焼酎、うちの区長のところに「買うてくれ」いうて行かれましたわな、商工会の人と。ほかで売れへんから、何で区長さんのところ持ってくるねん。そんな各区長さんところ持って行って、それで「営業努力してますねん」。そんなもん営業違う。そんな焼酎や酢が僕らのところへ回ってきます、断られへん。しまい「あげるわ」いうて。「ほんならもろとこか」いうて。そんなもんは商売やない。それは何か言うたら、もとが高いからです。もちむぎ焼酎の販売が伸びひんというのもそこに一つの原因があるんやね。

宮崎に行ったら、「百年の孤独」言う焼酎ありますね。あれは1本750ミリリットル、2,500円。1本だけじゃ売ってくれへん。ほかの焼酎の750ミリリットルとセットで、5,000円で売ってるねん。それぐらい値打ちが出ておれば別ですけど。あれやったって、もとは麦ですよ。変わらへん、ここよりか安い麦です。ここのもち麦みたいに高いないでね。安い麦でそれだけの価値出してねん。そのことを考えな。だから、同じ麦をつくっても、昔のようにもち麦いうたら、ちょっと特色がある麦で、今やったら買われへんでしょう、店も。紫の麦を植えるとか、それでやるとか。そないして価値観を出さなんだら、同じやるとしても。そんなことを。そうか、それとも今出しておるの

は、農業の活性化の一つやとして、別のものやと。その分はもちむぎ食品センターに負担させへんという、そういう説明が社長からできれば問題ないと思います。なかなかそういうことはできないでしょう。

これほんま僕でももちむぎ食品センターへ行って、ちょっと意見言わせてもらえば片がつくんやで、僕と石野さんと。ほんまに、産建が行く言うたら、社長から断られた。議員は来んでいい言うて。やっぱり町長は少しでも安くして、町内の販売店でも置けるようにしたいという気持ちがありましたやろ、あるんですか。

町 長 当然、会社として発展させるというのが社長の責務というふうに思っておるわけであります。したがって、今お聞きした内容で検討は加えてまいります。と同時に、もちむぎ食品センターが生まれましてから今日までの全体の姿も同時に見ていただきたいというふうに思いますし、これはこれで米価の麦価の問題ということでもありますので、これはこれでしっかりと見ていく必要があると思います。しかし、これだけでももちむぎ食品センターが成り立っているというわけではありませんので、全体をよく見回しながら、そういうことも平岡議員のご指摘も真摯に受けとめて、取締役会等あるいは従業員等にも意見を聞きながら進めてまいりたい、このように思います。

平岡 武議員 もち麦だけ成り立っていると思います。もち麦外してどれだけの利益が上がるんですか。どれだけの販売経路が広がるんですか。もち麦なしでですよ。もち麦が90%です。僕はそう思っております。そこらに認識の違いがありますね。

それと、そういった助成金を考えるときに、農家は1反当たりつくったら、どれぐらいの国からの補助金があるか、そんなのも、全部考えて計算しないと。

私とこの営農組合で年間7町ぐらい、ことしで9町、植えておりますけど、だいたい7町ぐらいの作付をしております。それだけで去年、補助金だけで710万ほどあるわけです。だから、機械買うてもただです。何買うてもただ。それで賄いはできてきました、そのお金で。その上にまだ、もち麦だからやるという、ありえないことですよね。そういうことも、総合的に考え合わせながら、補助金出すべきやと思うけど、僕は。

町長も忙しいさかい、各担当課にどのぐらいの額の補助が行っとんやと、そういうことを考えていただいて、そうしないと。僕、来年になったら小ちゃいこと言うかわかりませんよ。議員外れてしもたら、もっと生産組合に出せ出せ言うかわからへんで。今、はよ決めておいてもらわなんだら。

それと、もちむぎ食品センター自体が生産組合に押されてしまいよる、それも悪いこっちゃ。例えば、僕がまだ生産組合に入っていないときに、アイスクリームありますね、もちむぎアイスクリーム。あれを8月に行って、課長さんに「野外センターであれを売ったらどないや」と。その当時やったら、尾上さんやったか、あれが、1日3個ずつ売れたら、機械の借り賃が出てきまんねんと。そやから、それやったら儲かるやないかと。そしたらその野外センターで、人一人アルバイト使っても、それは十分採算合うんやないかと。そしたらまた大勢の人が来られるから、もちむぎの宣伝にもつながるやないかと。こう言うところが、生産組合の人が、「平岡さん、あんた売りたいんやったら自分で考えて売ったたらいいやないか」と、こういうお答えやった。なんと、このおぼはんなら何を考えとんやろ、思ったで。

結局、自分らのためしか、そういうこと、つくったりしてないということです。考えてないと思います。もちむぎの食品のために協力したるという気がないわけです。自分らの利益しか考えてないということです。そやから、パスタ、

今度800万円補助金もらってするって言いよってやけども、これも商工会長と生産組合の組合長との利益につながってまう可能性があるということです。自分らの考えたもんやから自分らが出せへんと。出せへんかったら一緒やんか。どこでも、商店でも置けるとこは置かせてあげたらいいわけや。そない思てないですか。それか、それがあかんのやったら、テキ屋が持ってアイスつくるやつ、ポンとするやつ。ああいう方法にかえても、そこらで売ってもらうべきやと思うけど。あれやったら簡単でいいさかい。

そういうことも考えて、いろいろな知恵絞って考えよんねん、私。そやけど考えて聞いてくれてへんやろ。もとでバツとやられてもたら、どないもしゃあない。町長はその人ら味方、私ら敵やから。そういう目で見られたら仕方ない。私らみたいなきれいなもんあるかいな。個人と法人と線をピシッと引いとうさかい。

そんな中でも、そういうふうなことを考えながらやっていってもらいたいと思います。そないせんと、一生懸命仕事していった従業員があほを見る、解散になってしまったら。町長やったら一番わかるでしょう。やっぱり従業員をしあわせにするのが社長ですわ。その自分らの経営の悪さを従業員にばかりかぶせて、それで経営破綻するのが一番悪いことです。大きな責任です。それで経営がもし破綻したら、それは死ぬまで言われるで。そやから町長の支持者の中にも、あんなことせんでもな、雷にあったおもて、一気にかたづけてしもて、二度とそういう議論が起きんようにしたらいいのになという声も多いです。町長、また次でてんか、でえへんのか、何か知らんけど、私の予測ですよ、予測は、恐らく合うておると思います、嶋田町長の後の社長は、恐らく商工会長、作りよってですよ、道を。これはまたもとの木阿弥になりますよ。返事がないと思ったらそうやね。思っと思ってですか、後継者。

町 長 後継者につきましては、それは取締役会全体の中で決まることでありますし、ソフトクリーム等をノーと言った覚えはないわけでありまして、各民間でソフトの粉を使ってソフトクリームを各所で売られようと思うことまで妨害した覚えはありませんし、一番売れると。むしろもちむぎの粉を使っただけとところがあるのなら、もちむぎ食品センターだけではなしに大いに町内各所で売っていただくということは、これはいいことだと思います。もちむぎ食品センターは粉も売っておりますし、めんも売っておるしということですから、それも営業活動の一つでありますから、大いに使っていただきたいというふうに思っております。

平岡 武議員 だから、それを言ってくれなきゃ、皆に言ってやらんとわからへんでしょう。もちむぎのアイスクリームを、町内の各所で売ってもらえますか、原価これぐらいですよと。あなたとこが売ったら、何個売れたらこれだけもうかるんですと、そういうふうなことを言うて、広げてもらおうと。これがなきゃ何でもかんでも置いたはいいわ、損したらしようがないもん。あれやったらもちむぎの粉もそんなに入っへんと思う。だから原価も安いやろと思うさかい。そんなことで、やっぱりそれは町長が指示を出して、福崎町だけの、そこら中にアイスクリームやったら簡単なことですやん。テキ屋形式でね。ためしにね、テキ屋が今度来ますわな、夏祭りに、あそこにテキ屋の、あれ売りよってかね、ソフトクリーム、夏祭り。

町 長 もちむぎのソフトクリームは、夏祭りで売ってないと思っております。間違っておれば産業課で訂正をしてほしいと思いますが、それは売っていないと思います。もちむぎの粉も営業活動の一つになっておりますので、大いに粉も売る

ように私の方からも、当然営業の担当者はそういうことは心得ていると思いますが、今お聞きした内容で粉ももっともっと、西播各地にもちむぎソフトクリームが売ればこれほどいいことはないわけでありますから、それはぜひお受けした知識を広げていくように努力したいと、このように思います。

平岡 武議員 いずれにしても一番問題になるのは原麦の生産者に支払うお金です。これを見直さなんたら何もならんということ。それを見直す気がなかったらこの会社はしまいです。恐らくつぶれます。そういうことを申し上げて一般質問を終わります。

議長 以上で、平岡 武君の一般質問を終わります。

次に、9番目の通告者は、広岡史朗君であります。

1. 町情報の提供について
2. 18年度地域農業の振興に関する調査報告について
3. 命を守る町政を考える
4. 後期高齢者医療制度について

以上、広岡議員どうぞ。

広岡史朗議員 それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、福崎町の情報の提供ということについて、考えてみたいと思います。

情報というのは、一方的な発信だけでなく、相手側にも正確に伝わらなければならないというものです。そこで発信側、ここで言う町側、それから受信側というのは住民さん、それがうまくつながって、住民さんにできるだけきちっとした情報を受けとめてもらう、それがやっぱり一番大切で、ただ一方的に発信するだけでは、情報を発信しているのにそれを受けとめない住民が悪いんだというようなことになってしまうと昔の役所の体質に戻ってしまいますので、きょうはそのあたりをチェックしてみたいと思います。

福崎町の情報提供というのは、文書、これには各戸配布と回覧あるいは外画といいますか、ポスター掲示、各地区の掲示板とか、あるいは役場の出入り口のポスターとか。それから、音声による伝達というのは、これは防災無線放送でされています。そのほかに広報車でされる場合もあります。それとあとITを利用した情報、ホームページあるいはメールというのがあると思います。これぐらいが、これでいろいろなことで内容によって出されると思うんですが、それがどのぐらい住民さんに本当に伝わっているのかどうか。出す方は考えておられると思うんですが、そういうのを絶えずチェックして、こういう情報はこういうふうにしなけばいけないとかというのも改善を重ねていくのも当局の責任だと思います。

実は、この5月に私、個人的といいますか、あるNPO団体の関係で町の全戸配布のシステムを利用させていただきまして、イベントの広報をしたんです。その反省からですが、意外と「そんなん来ていましたかね」というのを聞いたものですから、それを今回お尋ねしたいと思いますが、そういうふうに町から出される情報というのが、本当にどのぐらい伝わっているのか。その家の中で何人も家族がおられて、その方にどういうふうに伝わっているのかというのは、チェックというか、検討というか、考えたことはありますか。

総務課長 情報伝達の住民に対する理解度というところのご質問だと思いますが、いろんな形の情報手段ということで、質問議員さんの方から言われましたけれども、理解度につきましては、現在のところ把握はできておりません。しかしながら、福崎町としましては、その理解度を深めるために福崎町の出前講座という形で、対住民を前にして職員が出前でそういう広報といいますか、周知をしていくとい

う中ででは、相手が見えますので、そういう中ででは理解度があつたというような報告も出てきておりますので、そういう形ではできますが、一方通行の場合は、なかなか理解度につきましては把握することはできておりません。

広岡史朗議員 町の場合ですと、例えば、いろんな計画をつくったりする場合に、今年度予算にもありますが、アンケートをつくるのを、内容は業者委託と言ったと思うんですが、大体何事もアンケートをよくされますね、まずアンケートからということなので、例えば、あるものに限って、この情報についてどうでしたかというふうなアンケートを時々されるのも一つの方法ではないかと思います。またそれも一遍考えてしていただきたいと思います。それから、例えば、全戸配布の区長さん通じて全戸配布されますね、依頼を。それでも多分きちっと各隣保長さんまで行って全戸配布されているという認識だと思うんですが、中にはその全戸配布の分を回覧に回して、欲しい人だけとってくださいというような隣保もあるというふうに聞いたんですが、そういう認識はされていますか。

総務課長 全戸配布の文書につきましては、区長さんにこちらからお願いして、その配布方法等につきましては、区長さんにお任せをしておりますので、聞きますところによりますと、各隣保長さんにお配りをお願いしておるところで、隣保によっては、そういうふうにされているということにつきましては、私のところにはそういう情報は入ってきておりません。

広岡史朗議員 私が確認した範囲では、多くはないと思うんですが、そういう隣保もあります。一つも紙が、例えば、10枚あったら10枚ほとんど返ってきていたと。最後はポットごみというか、ミックスペーパーになるというようなことも聞いておりますので、また、その辺もチェックしておいていただきたいと思います。意外と伝わってないんです。

それから、次は防災無線で、これは毎日情報をいろいろのように放送されておりますが、まだ吹き込みをして流しておられます。1年半ぐらいになりますか、新しい防災無線の機械が入って、音声合成装置でこれからきちっといけるんだというふうに、当時、私も聞いて、それから下で今ちよつとなまりを調整中だとかいうて聞いたんですが、そのあたりは今どういうふうになっておりますか。

住民生活課長 防災無線の音声合成装置は、平成18年度事業の防災行政無線デジタル化に伴い導入したものでありますが、これまでもご報告しておりますように、長文になりますとやや難点があり、実用化には至っておりません。なお、日立国際電気からは、今後ソフトウェアのバージョンアップに合わせて改善をしていきたいとの回答を得ているところでございます。

広岡史朗議員 その音声合成装置は、機械についているし、当然それも込みで発注しようとしたと思うんです。その分も当然価格に入っているわけで、町としては活用しようという当初思いはあつたわけですね、1年半ぐらい前になるんですけど。だから、結局そのときの説明では、すぐに簡単に直りますというふうに私も聞いたことがあるんですが、一向に進んでいない。結局最後は持ちぐされで、うやむやで終わってしまうと心配をしておるんですが、大丈夫ですか。本当にそれは活用される、また、それを本当に使う必要があると思われておりますか。

住民生活課長 もともとパソコンで打ちまして、音声合成で放送ができるということで導入したものでありますので、そういった改善をしてもらえるものと思っております。

広岡史朗議員 通告はしてなかったんですが、その分の金額という、合成装置放送分のパソコンで合成してそれを流す分の価格は別にわかっておりますか。それとも一体でされたんですか。それと契約、支払条件はどのようになっていますか。

住民生活課長 金額等につきましては、資料を持ち合わせておりません。

広岡史朗議員 メーカーの方は、ランクというか、価格の設定を上げるためにこういうのもいろいろ設備をつけて「どうですか」ということで、こういう機械があるということでしたと思うんです。というふうに聞いたんですけども、初めから音声合成装置もつけてくれというのは、町側からの要望だったんですか。その辺だけ確認しておきます。機械についていたと、だから活用するんだというふうに聞いたこともあるんですが。音声合成装置もつけてという入札条件になっていたのかどうか、それも確認をしていただけますか。

住民生活課長 もちろん音声合成装置をつけての契約でございます。

広岡史朗議員 今、そういう問題を指摘しましたので、後できちっと点検の方をお願いします。

それから、次に1点、情報の今のいろんな各課で文書の発信とか、出される場合に、例えば、こういう文書のこれを配るとか、こういう放送をするとかされる場合に、それぞれ各課から出てきますね。それは各課の責任でされておるのか、だれかが責任を持ってチェックをして、これでいいということで情報の手段の方へ回されるのか、そのあたりは今どういうシステムになっておりますか。

総務課長 情報発信の内容の検討ということですが、防災無線等につきましては、担当課から総務課の方に回ってきまして、文書等のチェックをいたします。それと、各課から回ります各戸配布また回覧文書等につきましては、起案という形で総務課を経由して回っております。

広岡史朗議員 ですから、文書なんかですと特にここの前におられる幹部さんが、先にチェックをして回すことが多いと思いますので、そういうのも絶えず先ほども言いましたように内容的にチェックを重ねていただいて、住民さんに見やすいような、わかりやすいような情報を絶えずしていただきたいということは当然声としてありますので、要望をしておきます。

そういうことを含めまして、町としてはそこそこの情報を提供されているのではないかなと思うんですが、担当課長としてもちゃんと出しているという認識だと思うんですが、その中で、ちょっとこれは私としてはまずいのではないかなと思うのが、町のホームページです。これは、議員さんも今までほかの議員さんでも質問があったと思いますし、町長も、これはいつの新聞ですか、2007年11月、この中で「町のホームページの改善に努力し、町の情報を提供します」となっておりますので、ホームページについて、ちょっとチェックをしてみたいと思います。

というのは、先般、ことしの2月に議運で播磨町へ研修に行く機会がありまして、そこは、議会のこういう状況を住民さんに提供するのに、テレビとか、あるいは、播磨町の場合はインターネットを通じてされていますので、そういう所に行きましたので、播磨町のホームページというのと福崎町のホームページというのを比較してみました。県内には篠山とか、全国的にトップレベルのホームページをつくられているところがあるんですが、それと比べると余りにも差があきますし、播磨町ですと大体同じような町ですので調べてみました。

その中で、まず、2点情報量を見てみましたが、まず1点は、きのうも質問に出ておりました、後期高齢者の情報、これはなかなかわかりにくいと、だれも、内容が。ということで、ホームページで後期高齢者について、どのぐらい載せておられるのかというのを見てみますと、福崎町は確かに項目としてはトップページに「後期高齢者医療制度について」というボタンがあって、それを移しますとこのページに出ます。A4で言うと5行ぐらいです。それで、しかもプリントアウトしますと、こういうふうに出ます。絶えずコンテンツ、目次が出るわけです。これは消えないわけです。ということは、字がこの幅しか出ない。

だから、非常に小さい字で、目の悪い人は、こんなものプリントしても読めないわけです。8ポイントか7ポイントぐらいの小さな字で読めない。しかも、この中には、後期高齢者制度が始まりますと。それで、詳細については、兵庫県連合医療広域連合のホームページを見てくださいだけで、後は問い合わせだけ、健康福祉課だけなんです。普通でしたら、運営しますと。詳細については、健康福祉課の方へ連絡くださいと書いて、それから後もっと詳しい詳細は連合のホームページを見てくださいと。それから問い合わせ先を書くというのが普通だと思うんですが、これやったら県の方のホームページを見て、勝手に勉強してくださいと。

ところが播磨町を見ますと、大きな字でパッと全部画面に見やすい大きな字で出ます。そして、一応播磨町なりに長寿医療制度、直してあります。で、（後期高齢者医療制度について）というページでちゃんと1ページ出ます。大体システムが、資料として出る分が載っています。それから制度の概要というのがあります。ここに線があるのは、これがそれぞれ1枚ずつのページにつながっていくところです。それから、こんなときは届け出をしてくださいということも載っています。そして最後に詳しくは、兵庫県後期高齢者医療広域連合ホームページを見てくださいと。こういうふういきちっとなっておるわけです。このぐらいのことができないと。

それから、まだあります。最後に聞きますので、町長のこれは。それからもう1点、今、町で特に問題になっていますのは、町長も公約にあります、子育て支援、福崎幼稚園のことも含めまして、保育所の問題は今関心がありますし、7月には新しい制度の説明というのも7月12日かにされますね、課長。それは回覧で回しましたと、きのう答弁されました。これもちょっと確認しておきますが、町長のこれは、いつの新聞ですか、去年の同じころなんです、子育てするなら福崎町と。若い世代が福崎町に転入し、人口もふえていると。ということは子育てがしやすい町というのを町長は自負されておると思うんです。では、福崎のホームページで、若い人はインターネット、ホームページを見ますね、まず。例えば、引っ越して行こうとか、福崎町の家を買おうとかというときに、ホームページでまず子育てがどうなっているのか調べますね。それで見ますと、福崎町のホームページに、まず保育所。保育所の情報がありますか。

教 育 長 残念ながら、保育所はまだ開設をしていません。

広岡史朗議員 保育所の保の字もないんです、情報が。どこかないかと思って探したんです。ありました。町民便利帳にある、便利帳の中に。便利帳の中にありまして、保育所、田原保育所22-0432、八千種保育所、きょうび、N T Tの電話帳でも昔から住所も載っておるわけです。こんなもん、初歩の初歩でできるわけです。あと確かにトップのコンテンツを探しますと、出産、子ども、発育という項目があって、福崎町次世代育成支援対策行動計画、次が子どもの手当、次が子育て学習センター、次が幼稚園、それから入学、進学という5項目のページに移るようになっていきます。次世代行動育成計画については資料が載っています。だけどあれは普通の人が見たって何もわかりません。

次に、子どもの手当って何やろと思うと、これは決まっている交通災害遺児とか、児童手当とか、扶養手当、額が一応起算して載っています。こんなんがありますって金額だけです。

それから、次に子育て学習センター、これは確かに少し情報量が多く、文化センターの子育て学習センターでこんなことをやっていますと載っています。これでも、ここほんなら行こうかというんやったら、せめてそういう状況の写真1枚

載せて、こういうふう楽しくやっていますとか、そういう工夫がなぜできないのか、ただこれはほんまに機械的にこんなんしていますと。しかも、子育て仲間の掲示板というて、ここにつながるようになっていますが、これをクリックしてもエラーが出てつながりませんでした。まだちょっと情報はあります。

それから、同じようにいきますが、幼稚園の項目を押しますと、入園申し込み1行、11月の広報ふくさきで載せますと。それから、就園奨励制度、幼稚園に就園する園児の保護者の所得に応じて補助を行います。問い合わせ先は学校教育課だけです。

それから、ほかはないかと思って入学・進学を見ますと、就学する前の11月に健診を行います。通知は10月中旬に送ります。これは1年生の入学ですね。

これで子育て全部です。何もありません。ところが、またそれぞれ播磨町の情報を見ていったらわかりますように、播磨町ですとタイトルは同じです。子育てという項目があるだけです。だけどこれをクリックすると、こういうふうに各ページで播磨町の子育て支援、児童・扶養手当、特別児童・扶養手当、児童虐待予防接種、母子福祉。幼稚園については、町内の保育所、それから特別保育事業、一時保育などについていうて、まだ申請書も全部出ます。これが役場の事務的な手続のページと、それからさらにもう1枚別にコンテンツがあつて、今度は子育てについては、今月の子育てカレンダー、今月の臨床心理士によるご相談、それから、保育所についてはそれぞれの保育所の保育テーマ、うちの保育所はこういうふうこういう方針でやっていますというテーマ、それからそれぞれの保育料、播磨町保育所徴収金基準金額、それから一時保育、学童保育、同じところで全部出てきます。それから、児童手当、皆ありまして、最後にこのいろんな認定、請求書の皆ダウンロードできるようになっています。そして最後に大きな字で、部課名、播磨町ですと福祉グループですが、電話番号、ファクス番号、しかもこれにメールアドレス、各課載っています。今ですと町のホームページを見ても、町の全体の返事がありますが、各課へ直接する場合に総務やったら総務でいいのかどうかというのは載っていませんね。そういうことも含めて、こういうホームページの情報量でいいのかどうか、町長こういうふうホームページを充実しますとありますが、いかが思われますか。

町長 全く恥ずかしい思いで聞かせていただきました。早速取り組んで、プロジェクトチーム等も立ち上げて、他町に負けないような情報量にすぐやるように指示をいたします。

議長 広岡史朗君の質疑中ですが、しばらく休憩いたします。
再開は、10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

◇

議長 会議を再開いたします。

先ほどの防災無線の音声合成装置について、尾崎住民課長から答弁の申し出がございましたので、許可いたします。

住民生活課長 先ほどの音声合成装置の答弁につきまして、言葉足らずの部分がありましたので、追加で答弁をさせていただきたいと思っております。

実は、この防災行政無線の完了に当たりましては、委員会におきましてこの音声合成装置の出来栄も聞いていただいております。そういった中で、この合成装置自体は完成しているんですけれども、庁舎内の人間、いろいろ検討し

た結果、イントネーション等がやや冷たい感じがするということで放送を見合わせているという状況でございます。

先ほどの答弁に戻るんですが、日立国際電気からは、今後ソフトウェアのバージョンアップに合わせて改善をしていきたいという返事もいただいております。

広岡史朗議員 改善をしていきたいと。改善できますという返事は来てないわけですね。結局できませんでしたにならないように、きつく多分支払いもすると思いますので、宝の持ち腐れにならないように。いざというときは本当にそれを使って放送する場合も出てくると思いますので、できるだけ播磨弁に近いような音声が入るように、日立にちゃんとせえってそれは当然言う権利もあるわけですから。向こうもそういう条件で入札参加しておるはずだと思いますので、チェックの方をお願いします。

それでは、次に１８年度でされました、神戸大学に委託された農産物直売所とか、農業振興のアンケート調査です。正式には「福崎町における農産物直売所の事業運営等地域農業の振興に関する調査報告書」というのができておりまして、これは、何とか福崎町の農業を直売所を通じて地産地消も含めて、どういう方向がいいのかを見出そうということで、いろいろアンケートも含めまして、町とＪＡと神戸大学の農学部が地域連携センターですね、乗っているのは。そこでされた立派な報告書があります。議会にも備えつけておりますが、これをされたのは、１８年の後半ということで、産業課長は、前任者のときでありまして、このせっきくの調査報告書というのは今後も今までも農業のことについてはいろいろ質問もありましたが、生かしていく必要が、これをもとに生かせば福崎の農業の活性化というの道が見出せるのではないかとということで、昨年の道の駅検討委員会でもこの話も出ていますし、きちっとこれを検証していくべきだと思うんですが、この報告書の内容とか、目的とか、そのあたりについて、今の産業課長、昨年かわられたんですが、認識を、この報告書をどういうふうに活用して、どうしようかというようなことも含めまして、まず課長の認識を、調査の目的も含めまして、お尋ねします。

産業課長 農産物直売所の調査報告ということで、目的等の再確認ということでございますけれども、近年、農家の減少という衰退傾向にある地域農業の振興手段として、また、生産者と消費者の交流を図り、地域社会を活性化する場として期待されている旬菜蔵の出荷比率が全体の５割に満たないということから、福崎町の地域農業を活性化しようとする取り組みを検討するために、福崎町、ＪＡ兵庫西が協力して、先ほど言われましたけれども、神戸大学の農学部をお願いをした調査でございます。

内容につきましては、直売所の管理運営、また、直売所に対する消費者ニーズと事業運営、また、認証制度の活用による地場農産物の販売力の強化、それと、地域ぐるみ協同活動の住民の参画と地域の活性化との４項目について、実施をされたものであると認識をしております。

広岡史朗議員 それと、そういう条件で調査するというので、最初に調査計画書というのが出まして、それで後、報告も出ておりますし、昨年６月の広報ふくさきに調査結果報告というのがうまくまとまったのが２ページ出ておりました。

また、一昨年の１２月議会で道の駅の計画が持ち上がったときに一般質問で聞いたんですが、これはあくまで道の駅のお墨つきをつけるための調査なのかどうか。本当に農業の活性化を目指しての調査なのかということで、前任の課長に尋ねたときに「これは純然たる農業の活性化という見地からアンケートをと

って調査します。この道の駅ができるという以前から農政が大きく転換するために、農業の活性化はどうすればいいのか。そのためには、ファーマーズを基点としてファーマーズの出荷者あるいは町内全戸にかかって、農業をどう考えているのかという調査をします。道の駅につきましては、直接関係ない」という答弁をいただいたんですが、この調査報告書が18年度にできまして、ちょうど1年前です、19年5月にエルデホールで旬菜蔵の生産者部会の総会の後、調査報告書の説明会というのがなされまして、町長もそのときのあいさつでは「この報告書は、道の駅のことも目的として調査を行った」というふうに答弁されまして、それはそれでいいと思うんです。が、私も検討委員会に途中から入れていただきまして、一応、昨年度、道の駅の報告書ができたわけなんです。が、心配するのは、その道の駅が例えば仲よく先々延ばしになったり、あるいは、今、県が非常に財政が厳しいということで、縮小なり、立ち消えになる可能性があった場合に、このせっかくの調査報告書がうやむやにならないように、これはこれで別個にきちっと生かしていくということを確認するために、今回質問をさせていただくわけなんです。が、こういうことに含めて、技監は、状況はある程度、理解していただいておりますか。

技 監 直売所と道の駅の関係ですけれども、当然、道の駅の機能というのは、休憩所と情報提供、トイレ、そのぐらいですね。それと直売所とはやっぱりあくまでも別のものということですから、場所的に同じところであれば相乗効果が生まれるだろうということになっていると考えております。

今ご質問のありました、県の方でどういう位置づけになっているかということですから、確かにおっしゃるとおり、財政は非常に厳しいので、必ずそうなりますという約束がなかなかいただけないところではあります。が、一応はそういう県の社会基盤整備プログラムという中には、福崎町の道の駅の位置づけとありますので、周辺の調整がうまく進めば、軌道に乗っていくものと考えております。

広岡史朗議員 私は、御存じのようにそういう農産物の直売というか、20年前から私のテーマとして有言実行ということで、体育館のそばをお借りして、日中朝一から取り組みまして、こういうふうに広がってきたんだと思っております。が、それと道の駅が必ずしも結びつく必要があるかないかというのは、私は余り関心ないわけなんです。道の駅をつくらなければいけないというのは、またちょっと別の問題だと思っております。

それよりもせっかくの報告書を福崎の農業の活性化に生かすにはどうすればよいかという点から、今から何点か質問をさせていただくわけですが、今の農産物直売所、旬菜蔵になる前は、少し西にJAの農産物直売所として別の組織、いわゆる神飾だけで3年か4年しておりました。そのときは、割と生産者の自主運営に任せておりました。ところが旬菜蔵になって、これが兵庫西という非常に大きな組織の中に組み込まれて、JAの取り組み、対応というのは、非常に旬菜蔵福崎の中では大きなウエートを占めておるわけです。あくまでもJAの店の一つという感じのところもありまして、JAの対応というのが非常に大事だと思うんですが、JAというのが、ただ売り上げを増やすのがとりあえず最終目的で、本当に福崎の農家のため、今、課長からありましたように町内農家の出荷量が5割に満たないと言いますが、以前の道の駅のときに関連で質問したときには、金額的にちょうど3割、それから町内のお客さんも3割という状況のデータを報告させてもらったんですが、そんな中で、JAが本当に旬菜蔵をもとに福崎の農業の活性化をどの程度思っておられるのか、担当者もお

られますけどもそのあたりと、話をされたりする、そういう組織、機会があるのかと、J Aの対応について、担当課長はどのように認識されておりますか。

産 業 課 長 J A側のことはございますけれども、当然この調査結果につきましては、旬菜蔵の関係者はもちろん、またJ A側の上部機関、J Aの幹部の方々にもお配りしております。結果は認識していただいているものと思っております。

それから、J Aの神飾統括部長様には、福崎町の担い手協議会の会長も務めていただいております。私も事務局長という立場でありますので、旬菜蔵の問題のみならず、農業振興につきましても、今後一層、J A側と意見交換や情報伝達等につきましても、協議を重ねていきたいと思っております。

広岡史朗議員 そんな中で、昨年、ことしと、部会の総会、昨年5月、ことしも5月にエルデホールで開きまして、ことしは、町は課長だけの来賓だったんですが、総会の内容を見ていただきましたね、総会の質疑応答を。その状況を見ていただいて、それから、またこの報告書の中に、生産者の要望というのがいろいろ載ってます。こうしてほしい、ああしてほしいとか、こういうところに問題があるのではないかと。その中には、店舗の関係あるいはJ Aの人的な、人間関係の問題の指摘も非常に、これにも載っておるわけです。それから、総会でことしは役員改選もありましたが、その役員改選でもあれだけ意見が出て、途中退席なこともあるわけです。だから、私も去年2年目の役員をさせていただきまして気になっておるんですが、こういう部会の役員会でも、この報告書のいろんな改善があるからどうなっているのかということ質問したりするんですが、なかなか統括部長の方も忙しいということでそこまで手が回っていないようで。あの状況を見ていただきますと、J Aと生産者部会とが一体となって何とかしようというふうな雰囲気ではないですね、かけ離れております。非難合戦です。はっきり店舗の管理者、私は、これは課長の方から申し入れてほしいんですが、いわゆるJ Aの店舗の責任者、店長が今いない。今までも1年か2年どころかかわると。それで囑託でされているJ AのOBの方が来られていますが、その人にはっきりと、あんな人がおるから店があかんねやというような声まで総会が出るわけです。報告書にも載っていると。そういうことも含めて、せっかくのそういうのを、きちっとそこから根本的に直していかないと、直売所いわゆる旬菜蔵福崎は発展しないと思うんです。

そういう中で、そういう管理運営、それから規約もあります。規約の中には、ファーマーズですので自分でつくって、自分で加工したものを出すという条件が農協の部内にもきちっと運営要綱ということで決められた資料があります。当然これは課長もお持ちだと思んですが、そういうふうに農協がみずから決めながら。入ったとこの一番いいところに今何が置いてあるかといいますと、佐藤食品という農協J Aのコープに入っていた会社の佐藤食品が会員になって、鳥取大栄スイカが一番前の、レジの前のところに置いてあるんです。それから、土日になると外のところにシートを広げて大栄スイカの特売と。それは確かにまだ地元、今の時期、ここのスイカは出ないからということなんですが、品物がなければ、佐藤食品が何でもしていいのか、それはもうけになっておるやろうけど、ボランティアでしてないというような条件で、僕らが勝手に仕入れてきて、それを売っていいのかと。それはあくまではっきり仕入れたものはだめということに、自分で生産あるいは加工したものという条件をしながら、そういう不満まで総会で出てくるわけです。

それともう1点、旬菜蔵山崎との関係で、ある姫路市の花の生産農家なんですが、花がなかなか一年中ないし、お客さん欲しいということで、特にJ Aの方

はその人に認められて、切り花を仕入れてそのまま売られていると。それはそれでいいんですけども、そこにルールがないわけです。あくまでその人も個人の会員です。そういうことも含めまして、やっぱりあの人だけ、たまたま姫路青果市場に入る権利を持っているから、「行って買ってこれるんや」とでは不公平になるわけです。その辺も含めましてきちっと福崎町当局としてどの程度管理なり、J Aなり、旬菜蔵の関係の方に提言できるのか、そのあたりについてどのように今後できるのかと、どういうふうにしていくかというのを担当課長の考えをお聞きしたいと思います。

町 長 その判断を課長に求められるのはちょっと荷が重過ぎると思いますので、私の方からお答えをいたします。

J Aは、J Aバンクになってから性格はころっと変わりました。全く銀行なんです。J Aバンクという、あそこが主力ですから、すべてあそこが指令、命令系統を出しておりますから、営業所とか、そういうふうなところは全く性格が変わって、やってはおりますけれども、もうからなければやめてしまえという性格が、非常に強くなってきているわけなんです。残念ながら全国的に合併をしたために、そういう性格がころっと変わってきたということなんです。

ですから、今、J Aに対する全国的な運動を私も非常に注意深く認めているわけなんです。なかなかこのJ Aバンクという大きな組織に対抗するというのは、小さな力では、とても対抗できないという状況になっています。しかし、それでも全国的にいろいろ見てみますと、農家の皆さんが前のようなああいいう店を立ち上げるなどして、いろいろ工夫されているという状況が見受けられるわけです。ですから、これは全国的な運動と相待たなければならないという側面が一つあります。

しかし、同時に福崎町でどうするのかということでもありますけれども、本来福崎町の農政とJ Aの農政とは、一体ではないんです。それは一体であっては困るわけでありまして、福崎町の農政は、どのように福崎町が進めるかということをしかりと確立していく必要があるわけでありまして。その農業を発展させるためにJ Aとどのように協力共同の関係を作り上げていくかと。商工会も全く一緒です。町の商工行政がすべて商工会と一致しているかといったらそうではないわけでありまして。町の商工行政は商工行政としてきちっと確立していく、そのために課長がおるわけでありまして、それを確立する、農政も確立すると。しかし、商業行政や農業行政を進めていくために商工会とどう提携するのか、どこで共同するのか。当然、反発もあると思います。

ですから、そのそこで話し合いが行われるわけでありまして、今言われたような問題についてもやはり話し合っていく必要があるかと思います。しかし、それが即変わるかと言いますと、先ほど言いましたようにむちゃくちゃに大きな力でもって今運営されているわけでありまして、小さな力ではとても対抗し得ない。そうなりますと、より大きな生産者組合もより一致団結をして、皆様方の要求を持っていくということです。その話し合いが進められることが大事だと思います。福崎町の農政も、我々はこの思いを持って農政をやっているんですから、農協ともタイアップしていきたいということで、生産者がいたずらに切り捨てられていくというふうな状況がはっきりしているなら、それは、福崎町の農民の利益を守るために話し合いを申し込むというふうなことは当然あっていいと思います。しかし、その主力は行政ではなしにやはり生産者の皆さんが力を合わせて持ち込んでもらうということです。

それから、あの調査をどういう目的でやったのかということですが、

さらにきちっとしておきますと、福崎町の農政をどうするかということが観点でありまして、その後、あの調査を依頼した後、旬菜蔵が出てきているわけですから、時間的なずれがあるわけです。ですから、旬菜蔵のためにそれを申し込んだというのではないんです。もともと大企業の大農営農品目横断というふうなのが色濃く出されてまいりまして、そういう中で小農家あるいは家族農家をどう守るかという観点で調査をしてほしいというのが主な目的であったわけで、旬菜蔵をどうこうするというような、旬菜蔵の話は後から出てきたわけがありますので、その点は。しかし、旬菜蔵の話が出てきた以上、あの調査結果も活用するというのは、これはまた当然のことでもありますので、そういう話を私はあいさつの中で入れたということになっているわけです。

広岡史朗議員 福崎町の場合ですと、田んぼと農地というのはほとんど水田です。そういう水田のことから、地域水田の大きな見直しというか、活用を含めましての多分調査だと思うんです。それでもち麦とか、そういうのも全部かかってくるし、あるいは裏作でどういうふうにすればいいのかということも含めましての中で、ただしそういう、先ほどの質問があったように、ただ営農組合、福崎町もかなり頑張っておられますが、そういう単品、少ない麦とか、あるいは一部今は給食センター向けにされたようにしていますが、それだけで農業が活性化するかというとそうじゃないので、こういう個人的に直売所で小さなことも数で合わせて、それが今3割から4割、それをさらにもっと広げていって、旬菜蔵の中は、ほとんど福崎産。お客さんはやっぱり福崎産というのは、どこの産地というのを結構見られるんです。姫路か福崎か、市川かという町ごとになっていますので、そういうことも踏まえて私は何とか福崎町の農業を活性化して。それには、やっぱりJAだけにおんぶしてはできない。きのうの質問の中ではJAと連携してすべきというような質問もあったんですが、私個人としては、やっぱり自分の努力でJAをうまく利用して、相談に乗ったり、そういうシステムあるいは支援体制を利用して、最後は自分たちの力でということで、学校教育課長ご存じのとおり、そういう組織をつくって給食センターに入れる野菜なんかもみんなでつくろうということで、勉強しています。その補助金というのは当然、JAと一緒に営農対策会議からいただいて勉強して、種々の補助なんかも受けてやっておりますが、有言実行でやっております。

そんな中で心配するのと、またこの中に、こういうふうに取り組んでいったらいいんだという内容がたくさんありますので、ぜひともこれをきっかけにこのもとにみんなで考えていって、こういうことを言うと町長はよく、じゃ、議員のいい提案をお願いしますとかいって、抱きつき作戦に来られますが、一緒に考えていかなければならないということで、時間も大分押し迫っておりますので、これについてはまたシリーズでお尋ねしていくということで、農業の活性化について検討していきたいと思いますが、現在の状況として、旬菜蔵福崎、JAの人事、内容、店舗の販売のレイアウト、これにも載っていますが、ほとんど正直言って、この1年間改善されていません。これがいっぱいあります。それでああいう総会で声が出るわけですので、そのあたりを来賓としてずっと聞いておられたと思いますので、今度、連絡会なんかで声があったということきちっと伝えていただけたらと思うんですが、課長の答弁を。

町長 課長が会うというふうになりますと、かなり部長、たかだかといいますが、あえて私が直接そういう話をきちっと聞きまして、組合長に伝えます。それで、変わるかどうかというのは、それはわかりません。しかし、そういう話があるわけですから、農協もしっかりと、やはり農民の利益を守ると、農協ですから

そういう立場でお話は一遍してみたいと思います。

広岡史朗議員 この時間は貴重な時間なのですが、1点だけ町長に忠告というか、農協はね、上に話しをもって行くと逆に難しなるときがあるわけなんです。例えば、今、有言実行で、この前、給食だよりに載っていましたが、自分でつくってみんなもやということで、タマネギを給食センターに持っていつていますが、このタマネギも、南光町徳久というところがあるんですが、徳久営農組合は、組合の役員さんがかかっていますが、そこから、そこがたくさんつくられています。こっちへ持ってくると、ドンと売らせ、というこの前あったんです。それで僕は部会長を連れていって、「僕、家でこれだけつくっている」と、「1年分大方あるんや」と、「とめてくれ」ということでとめました。農協はやっぱりそういう個人的に役員のそういうのもありますので、上手に話をしてください。

それから、最後に、きょうは3点だけで予定しています。命を守る町政というのを考えてみたいと思います。

子どもの安全・安心、命を守るということにつきまして、八千種の小学校5年生の悲しい事故、これはきのうの議員でも質問もありまして、それから大人まで含めて、相変わらず全国で秋葉原とか、いろんな事件が起きております。そんな中で、福崎でも子どもに対する事象、不審者が、相変わらず続いておりますが、その現状と対策の状況は今どうなっていますか。

社会教育課長 不審者、変質者の報告件数につきましては、平成19年度で9件ございました。それから、平成20年度では3件報告の方がございました。

不審者、変質者への対応につきましては、学校、警察、郡補導センター、それから補導委員会、防犯委員会と連携して対応をしているところであります。また、防災行政無線でお知らせもしております。補導委員会では、定期的に月1回委員会を開催いたしまして、情報の交換も行っております。巡回活動といたしましては、下校時に合わせまして巡回活動を実施しております。毎月3回定期的に実施するとともに、必要時には臨時的にも実施しております。また、広報活動につきましては、広報車や防災無線を活用いたしまして、地域住民への啓発と不審者出没の抑止効果を図っているところであります。

広岡史朗議員 私も以前は、青少年補導委員なんかにも所属していました。補導委員会、防犯委員会、交通安全グループなんかでいろいろ子どもの安全というのには取り組んでおられると思いますが、それでも、いつ福崎でそういう事件が起きるか、絶対起きないように願いたいところですが、気になります。そういう事件を起こす人というのは、これは全国どこでどうなるかわからない状況です。秋葉原の事件を見ておりますと、静岡の人が、福井で刃物を買って、それで東京へ行くとかというような状況になっています。

そんな中で、最後は、自分で自分の命をある程度は守る。子どもは子どもなりに自分の命を守らせるというところから、CAP教育、CAPシステムの取り組みがありますが、CAP教育というのを、以前にも質問したんですが、その現状と現在の取り組み、1回こっきりでは困りますので、そのあたりは今どうなっておりますか。お尋ねします。

学校教育課長 CAP教育について、お答えさせていただきます。

CAPといいますのは、人権教育プログラムでございまして、自分で自分の身を守るという意識を持たせた上で護身術などを教え、そういった状況から逃れるという方法を指導するというものでございます。18年度におきましては、教職員とか、補導員等々で実施をいたしております。19年度には、実施をいたしておりません。20年度はということになるんですけれども、現在のところ

ろ学校におきましては、予定は一切しておりませんけれども、こういうものは2年とか、3年に1回ぐらい実施すべきものかなというふうに私も思っておりますので、学校とも相談しながら対応させていただきたいと思います。

広岡史朗議員 CAPというのは、チャイルド・アサルト・プレベンション、そういう略だと思うんですが、それとともにもう1点大事なものは、これはある情報雑誌で見たんですが、ライフスキル教育という。教育長。つまり、子どもがずっと大きくなる中で、日常的に人間同士、スキルですね、触れ合っていて、ストレスなり、個人的ストレスなり、そういうのをどうやって解消していくかという、そういう教育も今あります。今回の秋葉原の場合ですと、多分、親が勉強、勉強で、個人的にこういうのができてないから、はけ口がなくなってああいう事件になるわけです。ぜひ、僕はまだこれ詳しくは見てないんですが、ライフスキル教育、これからこういうのが大事になってくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ研究していただいて、CAP教育とあわせて、福崎ではこういう、特に福崎の出身の子が、絶対、事故を起こさない、事件を起こさないんだということも含めて取り組んでいただきたいと、研究していただきたいと思いますが、教育長、どうですか。

教 育 長 子どもの命とか、安全・安心といいますのは、物理的に秋葉原のような殺人事件だけではありませんで、議員が今言われるような心のところから、命を奪う、奪われるというものがあります。例えば、いじめとか、情報モラル、携帯電話によるそういうさまざまな情報から、硫化水素で死んだりというのがありまして、こういうところから今言われるようなライフスキル教育というのが出てきておるとは思うんですけども、非常に大事な観点でありますから、学校におきましてもこのような教育について今後研究して、現場でも実践できるようにしていきたいと常々思っております。

広岡史朗議員 多分インターネットで調べるといろいろと出てくると思っておりますので、研究していただいて、ぜひそういうことも少しずつでも、とりに行けるように、そこが一番人間社会というのがあるもんですから、大事なところですので、これが最終的には、やはり町長の町民の命と暮らしを守るといふところになるのではないかと思います。

例えば、この前の八千種の事故でも、本当に町内の人はずべてが、人がそこらを歩いているんだと、子どもが歩いているんだと、お互いお互いを大事にしなければいけない気持ちがもしあれば、歩道のあるところでスピードを出したりとか、ああいう事故は起きてなかったかもわからない。みんなの意識があれば。いつ子どもがどこから出てくるかわからないという、子どもはここらでこういうふうに遊ぶものだからというような意識があれば、町民みんなにそういう、お互いを大事にしようという意識を育てていくのが、町長の住民の命と暮らしを守るといふことだと思っております。町長、12年過ぎましても、まだやっぱりなかなか町民さんに、じゃ、皆さんすぐしてくださいというわけにいきませんので、そういう住民さんに対するお互いの、町内同士でああいうのは非常に不幸ですので、取り組みもまた考えていただきたいのと同時に、もう一つ、提案としまして、昨年、田原小学校で100周年の事業がありまして、いろいろ事業をしたり、彫刻記念品を置いたりしたんですが、それとともにソフト面でサポートクラブ、これは田原の中島区ですね、教育委員長が所属されています中島区から取り組まれて、これは防犯づくりグループから発展していったものですが、非常にいい運動で、それを広げて、田原サポートクラブという組織にしまして、12地区でできています。今、温度差があって一生懸命されている

地区と、まだ規約も余りできていないような地区、いろいろとあると思うんですが、ぜひこれを広げて、そして、できれば福崎サポートクラブというふうになるように教育委員会としても支援をしていただきたいと思います。そういう資料も多分行っていると思いますので、その点について、最後に教育長の見解を。

教 育 長 この中島サポートクラブから始まりまして、田原サポートクラブ連絡協議会。中身を見てみますと3本柱があります。非常に素晴らしい取り組みであります。その第1の子どもたちを見守り子育て支援をしていくという活動が第1番目にありますが、まことにありがたい取り組みでありまして、こういうのが全町に広がっていくように常々願っております。福崎町教育委員会は「響き合うあいさつ交わし支え合い」というスローガンでいろいろキャンペーンをやっておりますが、最後のこの支え合いという取り組みがここのところにあるのではないかと思います。県の教育委員会でも、地域の子どもは地域で育てるとというのが大きな柱になっておりますので、こういうのが福崎町全体に広がっていくように今後とも努力をしていきたいと思っております。

広岡史朗議員 ここの答弁だけでなく、有言実行でやってくださいね。じゃ、それを実行することを強く要望しておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、広岡史朗君の一般質問を終わります。
次は、10番目の通告者は、富田昭市君であります。

1. 環境問題について

以上、富田議員どうぞ。

富田昭市議員 議席NO.14番、富田でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、環境問題についてであります。

7月7日から始まる洞爺湖サミットを目前に控えた我が国にとりましては、地球温暖化対策が国も地方も正念場を迎えると思います。今後、各自治体におきましては、計画的で、きめ細かな対策の実施が義務づけられると、このように思っております。

といいますのは、平成9年に、今から11年前になりますが、世界160カ国から1,000人以上が集まりまして、10日間の日程で、京都で開かれた会議で、CO₂などの温室効果ガスの排出量を、2008年から12年を目標に1900年レベルに減らそうというものでした。京都議定書には、日本のCO₂の削減を6%という数値が盛り込まれていたわけでございます。しかし、現段階では不可能であると言わざるを得ません。それは、多くの国民の皆さんに地球温暖化問題への対応の重要性と緊急性について、国が十分な教育、指導が行き届いていなかったことが一つの原因ではないかと、このように思っております。

地球温暖化防止は、全国民の皆さんの協力がなければ十分な成果が期待できない問題であります。それには、各自治体での取り組みや議論が必要ではないかと、このように私は思っております。福崎町におきましては、地球温暖化対策の取り組みとして、関係機関における連携、協力は、どのようになっているのか、お示しを願いたいと思います。

住民生活課長 先ほど、議員が申されました京都議定書ということで、約束をしております。その後、この京都議定書に係る我が国の温室効果ガス削減目標を達成するため、地球温暖化防止を目的とした、地球温暖化対策の推進に関する法律が平成10年10月に制定されました。この法律では、国、地方公共団体、事業者、国民

などの役割を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めています。

福崎町におきましては、この地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、福崎町地球温暖化対策実行計画を平成13年3月に策定、また、平成20年3月には改定したところであります。

また、兵庫県におきましては、兵庫県地球温暖化防止推進計画を平成18年7月に改定し、五つの視点を定めて県全体の地球温暖化対策に取り組んでいるところでございます。そのほか兵庫県では、兵庫県地球温暖化防止推進センターを設置し、地球温暖化防止に向けた普及、啓発を行い、また、地球温暖化防止活動推進員が県知事から委嘱されており、県民の地球温暖化防止の活動支援、助言を行っております。

このような取り組み状況でございます。

富田昭市議員 私たちは、これからも地球問題につきましては、正しい認識を持ちまして、その解決に努めていかなければならないと考えております。国からの方針を待つのではなくして、町行政が呼びかけをいたしまして、町内の企業とか、あるいは住民、そして関係機関に参加を呼びかけるような計画をいたしまして、そして、先ほど言いましたような、実行できるような実行計画協議会、そういう設置をいたしまして、環境施策の取り組みもますますリードしていただきたいというふうに思いますが、先ほどご答弁がありましたように、既にそのようなことをしていると思いますが、実際にはどのような活動を展開されているのか、具体的にもう一度ご答弁の方をお願いしたいと思います。

住民生活課長 福崎町で実行計画をつくっているということを申し上げましたけれども、これは、福崎町が一事業所として温室効果ガスの排出、削減を目標とする計画でございまして、福崎町全体の住民、事業者含めて、削減をするための計画というものは今のところ持ち合わせておりません。

議員、今ご質問の実行計画協議会というお話があったんですけれども、この協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律26条に基づく排出抑制のための対策を協議、実践する組織のことであると思うんですけれども、兵庫県下見ましても事例はほとんどないと、少ないというようなことで、本町においては、今のところ設立の計画はございません。

富田昭市議員 福崎町には、数多くの企業とか、あるいは商店が進出をして、仕事をしているわけなんです。そして、その企業とか、商店のおかげでもって私たち町民は本当に潤いのある生活を与えてもらっているわけでございます。大変にありがたいことであります。

しかし、その裏には工場から出る大気の大気汚染物質や、あるいは振動とか騒音、あるいは悪臭等が人に悪影響を与えたり、あるいは地球の温暖化を進めているわけであります。また、商店におきましても、温室効果ガスの排出や石油製品の包装等が使われまして、無法状態が黙認をされているような感じがするわけでございます。町内の企業、大企業とか、あるいは中小企業、公害防止協定を締結している事業所及びそれ以外の事業所の、要するに地球温暖化対策については、今、課長が言っておりますけれども、具体的にはこちらの方がそういう確認ができていないのではないかなと思うんですけれども、例えば、高効率設備の導入とか、あるいは冷暖房の抑制とか、そして、機器の使用の合理化、あるいは、月に1回、ノーマイカーデーを設けて実施しているとか、実際には企業そのものが取り組んでいるのではないかなというふうな感じがするわけでございます。

そういう中で、今、福崎町で事業に取り組んでいる、そういう事業所、またあ

るいは商店、大体、推計でもって何社あるいは何店舗あるのかわかりましたら教えていただきまして、そして、その取り組み、先ほど掌握できていないというふうに言われておりますけども、推計でよろしいから、わかりましたらその数字をお示し願いたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

住民生活課長 町内の事業所数でございますが、事業所・企業統計調査によりますと1,087、それから、商店ということで、内数になるんですけれども308ございます。その事業所等での取り組みはということでございますが、私どもの方では特にそういった情報は持っておりません。ただ、各企業それぞれにおきましては、省エネ対策等何らかの努力、今申されました冷暖房の抑制でありますとか、機器使用の合理化でありますとか、高効率の設備の導入でありますとか、いろんな面で対策はされているものと思っております。

富田昭市議員 私も以前に民生に所属しておりましたときに、いろんな企業の方から、設備の変更届とか、いろんな形でもって町の方に申請がありまして、そこでもって協議をし、そして現場の方にもそういう形でもって調査にも行ったことがあります。そのときにやはり近代的な設備に取替えをしながら、効率よくそういう作業を進めていくんだというふうな説明があったような感じがいたします。そのときに余り温室ガスの排出とか、公害に優しいんだという説明がなかったような感じがするわけなんです。やはり私はそういう問題に対しまして、一歩踏み込んだ行政側の指導が大切ではなかったかなという感じがいたします。

と申しますのも、やはり今回は7月7日から約1週間かけて洞爺湖でサミットが行われます。これには大変な各国の首脳陣が集まりまして行うわけですが、私は、そういう会議だけではなくして、市町におきましてもしっかりとしたそういった会議の模様をこちらでもって考えながら、即そういう問題に取り組んでいくというのが一つの責務ではないかなという感じもするわけでございます。

やはり、私たち行政におきまして、多くのそういう問題についてもしっかりと受けとめて、今後は、そんな問題についてもしっかりと調査をしていくべきではないかと考えていくわけでございます。

そして、先ほど言いましたように、福崎町はこの庁舎を初め数多くの公共施設があります。その建物から排出する温室効果ガスは、大変な量になると思います。もちろん、人が快適に効率よく仕事をしようと思えば、ある程度の機器の設置や環境のための温度調整も必要になってくるわけでございますが、必要以上に温度を下げ過ぎたり、あるいは上げたりしますと、温室効果ガスが大量に排出いたしまして、この郡部におきましては、そういう現象はないんですけども、ヒートアイランド現象というのが発生いたしまして、気温が周りの地域よりも高くなるだけでなく、地球環境に大変な影響を与えるんだと言われているわけでございます。

私は平成14年の9月議会におきまして、今回と同じような環境の質問をいたしました。そのときは、役場屋上を緑化にいたしまして、建物の温度を自然に下げていく、そういう効果があることを提言いたしましたが、最近になってやっと屋上も書庫がなくなりまして、すっきりしたわけでございますが、今後あの屋上はどのような関係で利用するのか、教えていただきたいと思います。

総務課長 この庁舎につきましては、改修につきましてでございますが、エレベーター等もございませんし、耐震の関係もでございます。そういった中で今ご質問の屋上の部分につきましては、それも含めましてどういった形にするか、今後検討をしていきたい、このように考えております。

富田昭市議員 そこで、やはり今後の計画といたしまして、この事務事業に伴い発生する温室

効果ガスの排出削減の目標の数値を考えておりましたら、お示し願いたいと思いますが、考えているでしょうか。

住民生活課長 平成20年3月に改定しました、第2期福崎町実行計画では、基準年度の平成17年度に比べまして、目標年の平成23年度では10.6%の増を見込んでおります。これは、福崎浄化センターの設備の増設と道の駅を見込みました。ただし、既存施設のみの比較では、1.4%の削減を見込んでおります。

富田昭市議員 1.4%の減といいますと、まだまだ国が示している目標には達しないと思うわけなんです。私事で申しわけないんですが、要するにこの7月でもって車が車検で切れるわけなんです、今までの3ナンバーの排気量の大きいやつから、5ナンバーの排気量のこまい車にという形でもって乗りかえて、何とか地球環境に優しい車に乗りかえようかということで、早速実施をしております。また、きのうの小国議員の質問の中でも、2年間は車を乗らずに、自転車で自分自身の議員活動に取り組んでいくということで、非常に多くの方々が色々な形で、今、地球環境に優しい取り組みに実施していると考えております。

そこで、自然エネルギーについてお尋ねをするわけなんです、自然エネルギーを使うことによりまして、そのエネルギーのこと、環境のことに目が向いて、自然と節電をしたり、あるいは水の出しっ放しをとめたり、日々の生活のスタイルが変わってくると、このように言われているわけなんです。

ここで一つ事例を申し上げますと、山梨県の都留市役所と隣接いたします小学校の間に発電用水車が設置されています。名前は「元気君1号」と言うらしいんですけども、市役所前を流れる家中川の水を受けて、直径6メートルもある巨大な水車が回っているわけなんです。そして、発電能力は最大20キロワットと言われておりまして、そこで生み出される電力は、常時市役所に供給されまして、稼働開始から2年間で過ぎ、市役所で使った電気量の15%、料金にして約100万円分を賄ってきたと言われております。こうした中、小河川の流れをそのまま利用して、小規模発電をして使えば、通常のダム方式による発電に比べまして、環境への負荷が非常に少ないと言われております。都留市では、今後もこの小水路発電所をテーマにしたまちづくりを進める方針で、元気君の2号、3号の誕生させる計画をしているんだ、と載っていて、環境教育や体験学習の場にもしてもらいたいと考えているそうでございます。

そしてまた一方、富山県富山市におきましては、自動車から路面電車にかえ、自動車に頼らなくても生活できるまちづくりを目指しているということで、年間に436トンのCO₂が削減できたという報告もされております。

もう1点ご紹介しますと、これは北海道の有数の豪雪地帯でありますけれども、この沼田町では雪を冷熱源として活用いたしまして、米を貯蔵する施設や米づくりで雪冷房を活用いたしまして、地域の活性化と温暖化防止に取り組んでいるということを言われているわけなんです。

今紹介いたしました3市町におきましては、いずれも特別なものではないと思います。たまたま地域の資源を活用して、環境に優しく、経済性にもすぐれているわけでありまして。最初にこのような発想をした人がいて、行政の決断ある取り組みが結果的にはよい方向に進んでいるというわけございまして、本当にすばらしいわけです。このまねをしようというんじゃないんですけども、福崎町におきまして、新エネルギーの導入、あるいは促進のもし計画がありましたら教えていただきたいんですけども、そういう計画はないのでしょうか。

住民生活課長 今のところ持ち合わせてはいないんですけども、いろんなところで情報を収集し、また、民間からのアイデアも頂戴しながら、一緒に考えていけたらなと

思います。

富田昭市議員 大きな設備を取り入れなくても、今すぐに取り入れられる新エネルギーがあるんです。これ、わかりますか、課長、どんなことか。要するにこれは、節電は発電だということなんです。節電は発電。節電にまさるエネルギーはないと言われておりまして、これは、自然エネルギーや環境問題に携わっている方がよく使われる言葉でございます。つまり、毎日のちょっとした節電あるいは車に乗るより歩いて買い物に行ったり、あるいは冷蔵庫のドアをあけっ放しにしないとか、生ごみをそのまま出さないとか、自分自身の身の回りのことをちょっと考えただけでも、お金をかけなくても身近でできるたくさんそういうエネルギー源があると言われていています。そうやって、一人一人が取り組みをやっていきましたら、やがては大きな新エネルギーが蓄えられるということでございまして、やはり環境に優しい福崎町に向かって、多くこれを町民の皆さん方にも訴えていただきたいと思うわけでございます。

これからの時代は、環境問題を無視する人、あるいは産業は、存在し得ないというところまで私は来ているのではないかという感じが今いたします。ほうっておいたら巨額の環境不良債権を子どもや孫たちに残すことになってしまうのではないかと、このようにも思うわけでございます。

そして次に、6点目に入りますけども、公共交通機関あるいは緑地その他の地域の環境の整備とか、改善等についてお尋ねをしますが、福崎町の公共交通機関と言えば、巡回バスサルビア号でございます。今まで多数の議員さんの方から苦言が出ていましたが、私は、本日は環境の面からお話をさせていただきたいと思います。

現在、巡回バスは燃料としているのは何でしょうか。

健康福祉課長 軽油だと思っております。

富田昭市議員 その燃料は1カ月当たりどのぐらい使っているんでしょうか。何リットルと、それで金額にして幾らぐらいになりますか。年間で結構です。

健康福祉課長 ちょっと資料がないのでわかりません。

富田昭市議員 先ほど来いろいろお話ししていますように、地球温暖化への貢献、また防止といたしまして、循環型社会形成のお役に立つ廃油再生燃料、要するにバイオ燃料の利用は、既に民間では取り入れているところもありますし、また、となりの加西市では近畿の自治体に先がけまして、バイオディーゼル燃料を早くから使用されているわけなんです。御承知のとおりバイオ燃料はディーゼル車特有の黒煙が少なく、排気ガスからはほんわりとてんぷらの香りがして、原油が今、高騰している中、環境に優しい燃料といたしまして、幾重にも利点があるわけなんです。なぜ福崎町におきましては、このバイオ燃料の利用をしないのか、また、今後としてはそういう計画があるのか、お尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 このBDF燃料の取り組みなんですけれども、給食センターでは、出ましたてんぷら油を売しまして、BDF燃料にしていると聞いております。また、給食センターの車のたしか1台だったと思うんですけれども、このBDF燃料を使っているという状況でございます。

それから、私どもの住民生活課のごみ収集車におきまして、試行的にこれを使うように準備を進めているという状況でございます。

富田昭市議員 わかりました。

それでは、あと空間を利用して緑地面積の拡大とか、その他の地域の環境の整備あるいは改善等の計画がありましたら、お答え願いたいと思いますが、そういう計画はあるのでしょうか。

住民生活課長 いろいろ福崎町にも公園でありますとか、そういった施設があるわけなんですけれども、それぞれに植樹でありますとか、花を植えているとか、そういうような状況はあると思うんですけれども、それ以上にどうこうというようなことは、今のところ計画はないと思います。

富田昭市議員 住民生活における排出削減のための取り組みについて、次はお尋ねします。

今回の広報ふくさきの11ページに載っておりました。これは非常にいいことが載っておりまして、「地球温暖化防止のために私たちができること」ということで、今回が1番目として、これをシリーズでもって今後掲載されていくんだというようなことがありまして、ここに4項目にわたって書いてあります。一つだけ紹介しますと、既に御存じですが、歯を磨いたり、シャワーを使うときは、水を流しっ放しにしないようにしましょうとか、そして、それによる効果は、シャワーの出しっ放しを毎日1分間ずつ控えますと、年間でCO₂の発生量を70キログラム削減できるんだということ、そして、水道料金は7,000円節約できますと書いてありまして、これを見て非常にうれしく思ったんです。いよいよ福崎町もこういう広報でこういう訴えを町民さんにしていくんだなと思って見たわけなんです、ちょっとレイアウトがわかりにくいんです。現在は高齢化が進んでおりまして、非常にお年寄りが多いわけなんです。字も小さいし、そして目につきにくい、正直言って。やはりこういうふうな環境に対することはもっと上に上げて、字を大きくして、見出しだけでもって一目でわかるというレイアウトにかえていただきまして、そして、町民がこぞってこういう運動に参加するということをやはり紙面を通し、また、口頭でも言っていたきながら、そういう取り組みも強化してもらいたいと思います。

最後になりましたが、昨日もある議員から質問がありましたが、植林の推進の事業でございます。これは私たちが生きていくためには、なくてはならないものが酸素でございます。人は、呼吸するときに、酸素を吸い、二酸化炭素を排出しているわけなんです。そして、1日に大人1人が12万立方メートルの酸素、ドラム缶にして60本ぐらいの空気を吸って生きているというデータが出ております。緑の森は二酸化炭素を吸収いたしまして、酸素を排出しているわけなんです、それによりまして、この地球上の空気の絶妙なバランスをコントロールしているわけなんです。この地球上の酸素の50%はアジアやアマゾンのそういう熱帯林から供給されているわけなんです、日本を含む先進国がこれを破壊しつつあるというふうに言われております。また、地球上に住んでいる私たち人間が加害者であり、そこに生活しているオランウータンの存亡の危機でもあるというふうに言われているわけなんです。そうなりますと、地球が破滅になり、人間が住めなくなってしまうわけでございます。これを守るためにそれぞれの国、そして、地域や全員がそういう意識を持ちまして、植林をし、環境を守っていかなくてはならないわけでございます。

昨日にも質問がありましたが、いま一度確認のためにこの辺のご答弁をお願いしたいと思います。

産業課長 それでは、お答えします。

植林の推進ということでございますけれども、間伐等の植林の整備を一層推進することが重要であると考えております。福崎町におきましては、昨日もご返答いたしましたけれども、県の事業で里山林整備事業として、七種のキャンプ場の東側が整備されます。また、機能保持、保育管理のために植林、下刈り、間伐等の環境対策育成林事業につきましては、森林所有者に声をかけたり、広報に載せて防止を行い実施しているところであり、今後も推進していきたいと

考えております。

また、国におきましても、森林の間伐等実施の促進に関する特別措置法、間伐等促進法が平成20年5月16日に公布施行されております。まだ詳しいことはわかりません。これから説明会等も開催されると思っておりますので、またよく聞いて推進をさせていただきたいと考えております。

富田昭市議員 地球ができてから46億年と言われておりまして、人の先祖がこの地球上に発生したのは100万年前と言われておりまして、猿のような顔をした顔で、毛むくじゃらでもって、そして、ジャワ原人や北京原人が始まりまして、今の今日の文明社会に至るまで地球はどんどんと増加をしているわけでございます。最終的には科学の発展でもってこの宇宙のどこかの星でもって暮らすようになるかも知れませんが、やはり地球を守り、そして私たちの子どもにバトンタッチをしていかななくてはいけないと思います。

それで、最後になり申しわけありませんが、町長にこの一般質問を楽しみにしているということですので、ご見解をお尋ねいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

町長 環境の問題というのは、今、日本だけではなくに国際的になってきているわけですので、当然、地球をしっかりと守っていくという観点を共有しながら、私たちも努力をしてまいりたいと、このように考えております。質問の趣旨は今後に生かしていくように努力いたしたいと思います。

富田昭市議員 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で富田昭市君の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午前12時05分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

次は、11番目の通告者、高井國年君であります。

1. 町長の政治姿勢について

以上、高井議員どうぞ。

高井國年議員 失礼いたします。議席番号17番、高井國年、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、6月定例議会の最終日ということで、また、昼食後ということで大変お疲れで、また眠たい時間帯になりましたけれども、手短かに早くやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

早いもので6月6日、芒種というふうな24節句の一つを迎えて、21日には夏至を迎えて梅雨の真ただ中でございますけれども、そのような中で心をいやしてくれるのがアジサイの花であったり、アヤメの花であったりするわけでございますけれども、本日の質問の中でおいて、理事者の方々がその花の一輪のごとく、心をいやしてくれる回答がいただければと思っておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

先ほど、町長の政治姿勢ということで質問を出させていただいておりますけれども、実は一般質問を出すのに大分前に提出ということになりましたので、議題を絞っておりませんでしたので、町長の政治姿勢ということになれば、ほばいけるのではないかと。あといろいろなものをつけられるのではないかとということでお世話になりたいんですけれども、私の今回の質問はその中で三つござい

ます。

一つが福祉についてということで、自分の担当でありますけれども、福祉バスについて、その下の項目で現況と課題についてというのが一つ、次にアンケート、この分につきましても去年の9月定例でお願いして、12月には実施していただいたということで本当にありがたく思っておりますけれども、そのアンケートについて。それから、将来の見通しという三つの項目です。

二つ目の大きい項目が老人ホームの給食の業務委託についてということで、これは経過経緯が一つ、そして、その経過経緯の中に含まれますけれども入札についてということ。それから、その経過経緯に対する説明責任という一つの項目。これもまた今進んでおりますので、将来の見通しということ、この4項目をお世話になりたいと思います。

三つ目が手当ということでお世話になりたいと思います。その小さな項目は、手当とはどういうことかということと、どういうものかということと、それから、期末手当ということ、それから、特別職の報酬、審議会についてという三つの項目。

全部で10項目についてお世話になりたいと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、ご回答がよければその場で終わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、町長の政治姿勢ということでございますので、6月の町長第1日目の冒頭のあいさつの中でいろいろお言葉を出されておりましたけれども、後で活字になって皆さんにお配りになったと思うんですけれども、その中の2ページの下から5行目に二、三年前から議場の中でもよく言葉を使われておりますけれども、プラン・ドゥ・チェック・アクション、自分の頭で考えて、実践して、チェックして、次の行動を起こすというふうなお言葉を書かれていたと思うんです、発言されていたと思うんですけれども。私はその発言に対しまして、プラン、それから実践、その間にウェーブという言葉を入れていただきたいたいというのは、実践してもチェックするのにはその内容を動かしてなければチェックにはならないということでウェーブ。洞察という形でやれば、洞察というのをに入れていただきたいたいと思います。

それを含みながら、3番目から行きたいと思っておりますけれども、手当ということでございます。3月定例議会で議案第2号、あのときに動議がかかって最終的には同数で議長の裁決になったわけでございますけれども、そのような中で私が今先に問題提案からしますと、2,001ページ、町条例の第2条、中で給料という文言が出ておりますけれども、あの文言を給与にかえていただきたいたいののが提案でございます。というのも、議員というものは基本的に一般的意思と文化的意思、それをもって事業というものの、提案されたものを判断するチェック機関であり、そしてまたそのチェックをしたものを提案していくという一つの根底した考え方がございます。今議会においても最初監査ということで出ておりましたけれど、監査は計数だけではなく事業も監査すべきであるというふうな言葉の中で教育長もいろいろとお答えをなさっていたみたいですが、議員としても私はチェックすると同時にそのチェックした物事に対して提案をしていくのが議員の資質やと思っておりますので、それも踏まえながら今回の質問、お世話になりたいと思います。

町条例集の2,001ページの2条の給料というのを給与にかえていただきたいたいのをお願いするわけなんですけれども、それで3番目の手当についてという質問に入らせていただきたいたいと思います。手当は何ぞやということから

入りたかったんですが、時間の関係上、2番目の期末手当という形で、この特別職における期末手当の算出根拠というのをお示しいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします、担当課長。

総務課長 特別職の期末手当の算出根拠ということでございますが、ご承知のとおりこの条例の中にありますとおり、報酬、給料に期末手当にかかる額を乗じたものという形になっております。ただ、今回条例改正を一部しておりますので、特別職のうちの町長、副町長につきましては、役職加算の部分はございませんが、報酬にかかる議員の分につきましては、役職加算の10%分がこの分に加算されることとなっております。

高井國年議員 そうですね。私もちょっと見させていただいて、町条例集の2,073ページの2条で、単価的には3条、そして算出根拠については4条で載ってるのは十分踏まえておりますけれども、課長さんに今ご指導いただいたとおりであります。そのような中、2,001ページの2条です。これは、給与の中での月額給料、それから通勤手当、期末手当を給与というという形で2,073ページの2条で書いてありますけれども、それでこう申し上げておるわけで、前回3月定例で動議が出て、反対になったわけでありまして、その後、町長におかれましては、この審議会に対して何か、チェック・アクション、まあ言えば次の段階の行動を起こすというふうな表現の中でどのような形で進められたか、3月定例以後、審議会に対してどのような形で物事を進められたかお聞きしたいと思います。

町長 今、審議会はありませんので、報酬審議会、ですから、審議会についてのアクションはその後起こしておりません。

高井國年議員 3月にあれだけの本会議場において、いわばウェーブが起きたわけですから、それなりの対応を新しい年に向かって、言えば単年度だけの物事じゃなくて、これから数年以上続く状態の判断やったと思うので、やっぱり考えるべきは、これからの先を考えて、町長があと何期されるか、何年されるかわからんですけれども、次の町長に対してもやっぱりそういうのがきいてくるので、また反対に副町長もそういう3月定例の結果がきいてきますので、よくおくみいただいて、また審議会などに対して働きかけというか、つくっていただいて、諮問できるような運営をとっていただきたいと思います。先ほども申し上げましたように僕が申し上げたいのは、2,001ページの2条の給料を給与にかえていただけないか、という提案をさせていただきたいんですけれども、その分について、担当課長お願いいたします。

総務課長 今のところ、この給料に対しての審議会というところで思っておりますので、議員の報酬並びに町長、副町長の給料の額に対して審議会の意見を聞くということとなっておりますので、今後意見として聞いておきたいと思います。

高井國年議員 一応、先ほど総務課長に聞かせていただいた期末手当というのは、何を基本としてベースで算出されているかということなんです。給料です。給料も基本は給料という根底に走って期末手当も出てくるわけなんですから、考え方としては、それも含んだ形の給与にすべきではないかということなんです。片一方では文言でうたい、片一方では文言でうたっていないけれども、期末手当自体は給料というものを基本にして出されるものですから、考え方としては給与という中で特別職に対しては、月別の給料、手当という給与という文言の中、例えば月の給料、それから期末手当、通勤手当。この通勤手当につきましては、一定の表があったらいいわけなんですけれども、期末手当については、給料はベースにして算出されるわけなんですから、やはりその分を考えて、給料という文言だけで

はだめやと思うんです。それこそやっぱり社会の流れにおいて、そういうのも踏まえて研究していただきたいし、必ずしも入れとは申し上げてないわけです。今がこういう形の中において、でき得れば、また町長の言葉を借りれば、やはりこういう文言一つとっても気がつけばやはり研究し、結果的にはどちらになろうとも。そやから、今あったときやからそういうのをご提案申し上げたいということで、研究するというお言葉をいただきましたので、この分についてはこれで終わらせていただきます。

次は、福祉についてということで、自分の担当ですので、最初に申し上げたいんですけれども、司会進行する立場にあって、やはり委員会の中で聞くというのは余りにもちょっと理不尽かなと思ひまして、一般質問の中でさせていただくんですけれども。

福祉についての中での福祉バスということですのでけれども、今回も何件か出ておりましたけれども、今まででも何件か各議員さんから出ておりました。また私も去年の9月に一般質問させていただいたわけですけど、今、福祉バスについての現況の課題というものをとらえるのであれば、今どのような課題をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います、担当課長。

健康福祉課長 巡回バスの課題でございますが、今までにもたくさんのご意見をいただいております。まず、バスの小型化はできないか、また、便数をふやせないか、また、有料化、毎日運行、バス停の位置の変更等いろいろと検討課題があると思っております。

高井國年議員 その分については、今の課題ということであればバス停とか、小型化とか、四つの項目が出たわけなんですけど、町長におかれましては、今のよう一般質問を受けられて、そういう課題があるということをおくみいただいて、どのようにお思いになるんでしょうか。今の課題として町長がどのようにお受けとられておるかお聞きしたいと思います。

町長 そもそも出発で私が提起をいたしましたのは、住民の足、特に弱者の足を守りたいということで、その目標として約1日40人ぐらいを確保したいということが問題の提起。もう一つは、今回も環境問題で大きな課題になっておりましたけれども、1人が1台ずつで走るよりは、こういうことにすれば公共交通機関として一定の役割を果たすのではないかという課題を提起して、バスの導入を図ったわけでありまして。常にその改善方というのは望まれるわけでありまして、毎年健康福祉課等を中心にしながら、改善項目を検討して一定の予算化をして計上しているという状況でございます。先ほど健康福祉課長が述べた課題というのは、それは今日的な課題として残っていると、このように思います。

高井國年議員 最初からちょうど私もこの席におらせていただいたものですから、交通弱者対策と環境という主な柱は、今までと変わっていないんですけれども、この10年を振り返って見ていただいて、これだけの経費を費やしながら、その経済効果という面から見れば、余り私は価値がないのではないかと。反対に言えば環境問題においても、先ほどの議員もおっしゃっていましたが、大きな車よりも小さい車、小さい車よりもバイオや電気を使った車を使用するというふうな形のもので考えていかなければならないのではないかと思いますし、きのうのある議員の町長の回答の中にも、償却が云々というふうなお言葉も出たと思うんですけれども、委託したバスに対して償却なんていうものは考えるべきではない。それも含めまして、この10年、例えば、年間1,200万ほどが10年ですから1億2,000万の経費を使っているわけなんです。その分についてもこれから見通し、やっぱりそれが年間1,200万が10年で1億2,00

0万、また10年たてばそれ以上、1億2,000万以上かかってくると思うので、やはり今が10年一区切りの過渡期として、車の種類であったとしても、また廃車にしてもいろいろ考えるべきであって、今まで本当に先ほどの言葉を借りるわけじゃないんですけれども、町長のお言葉の2ページ目の下から5行目、それにこだわるわけじゃないんですけれども、何もプラン・ドゥまでしか行っていないのが福祉バスではないかと思うんです。やっぱり考えるべきはウェブ・チェック・アクション、それをやっていただきたい。この10年間基本は変わらずしてもやはり住民の要望というのは大変変わってきておると思うんです。そんな中での変革というのがない。ただ、幹事会をしてもそれほど変わっていない。また、実際の話、10年前と変わっていない。反対に言えば私が不思議に思うのは、介添人の件にしてもそうなんですけれども、介添人を最初からやっていただいたけれども、ずっとお客さんで乗っておられるような気がするわけでありまして。また、介添えに対する支出もありますけれども、例えば、保育所のバスなんですけれども、保育所のバスの介添人というのは、町から出ておるわけでありましょうか。確認したいと思いますけれども。

学校教育課長 保育所の介添人については、町から出ておりません。

高井國年議員 それ一つとっても、やっぱり極端に言うて、関連する考え方で大変失礼かもしれないんですけども、幼児を乗せる車プラス個人負担になっておる。一番お金が要る家庭状況の中でそういうのをを出しておると。反対に交通弱者といえども、今の利用率から言えば割とお年寄りが多い中で、無料ですとかいうのは、ちょっと理不尽過ぎると思うんです。同じするのであれば、どちらかといえば廃止にするというよりも保育所の送迎バスも無料にしていきたい。僕はそういうふうと思うんです。だから、経費が要るかどうかは知りませんけれども、介添人に年間200何万使っておると思うんです。そんなんも踏まえて、やっぱりもうちょっと考える、幼保一体化、そういう時代にもなっておりますので、そういうのも踏まえた考え方でまた対応していただけたらと思いますけれども、やっぱり私はこのままでまた何年か経過していくというのが、そのままの事業がそのままの状態経過していくというのがすごく抵抗があるわけなんです。ここの10年一区切りでバスを小型化にするとか、極端に言うて先般も質問したときには、経費がかかります、経費はそないかからんはずですわ、委託したバスを云々よりも、反対に言えばシルバー人材センターを利用して、小型ですので2台以上、例えば、2台にしても4人か5人をサイクル的にお世話になって、シルバーに対する単価をはじき出しても、そう高くはないと思います。特殊運転手さんですから、普通の作業員さんよりも単価は高くなるでしょうけれども、でも、委託しておる金額からすれば何分の1かになりますし、反対に今バスを入れかえたとしても、先日の言葉じゃないんですけれども、それこそCO₂なり、考えることがあるんでしたら、この際バスを自分とこで持ってもいいから環境問題に優しい車を導入すべきではないかと。

本当に、いろいろ思うわけでありまして。思うわけでありましてけれども、この10年間、ほかの議員さんも含めて質問してもそのままの状態バスの運行がなされているということは、まことに言葉どおりのプラン・ドゥまでしか行っていない、チェック・アクション、もちろん今提案申し上げましたウェブと、流れを見て、波を見てやはりチェックを入れて、それで次のアクション・ドゥ、アクションを起こしていくというような形でお世話になりたいと思うんです。今のままではまた何年か今の状態のままバスの運行になるでしょうし、私がお願いしたいのは、今すぐとは言いませんけれども、幹事会もありましょ

し、運行委員会もあると思うんですけれども、その機能が果たしていないというのが現状だと思っております。9月の定例議会で聞いたときも余り芳しくない数字の回答が来ておりましたので。だから、やはり行革とか、言われました地方税の減、そんなんも少しでも助けるためには、やはり改革を進めていかなきゃならない。「何もこのバスに対して運行するな」ではないんです。住民のために住民の負担が少なくなるために、何かここ一、二年の間に方策を打っていただきたいというお願いです。

また、きのうも出ておりましたけれども、福永議員さんにおかれましては、一緒にデマンドバスというのを視察に行かせてもらったことがあるんですけれども、やはりバス一つでも空で走らせるのではなくて、予約制をもってすることによって、またそれが運行上CO₂を出す率が少なくなると。必要に応じたらそのバスを運行していく、予約制を持った、デマンドタクシーですか。行ったのはデマンドタクシーですけれども、タクシー会社と契約を持ってそういうふうにするのも一つの方策かと思えますし、それをするによって大きな5,000前後の排気量の車を出すよりも、タクシーのガスで動くやつを動かした方がよっぽど環境に優しいです。そういうのも踏まえて、ここ一、二年の間に、一、二年いうたら2年になったら、今、平岡議員の言葉じゃないんですけど、だれがこの席におるかおれへんかわからへんような状態の、来年選挙ですから、でき得ればこの3月までにこういうふうな形でするんだということが、また結果的に出れば幸いだと思えます。また、先ほどあいさつの中でも言わせてもらったように、花一輪が心をいやすように、お言葉をいただければ私の心もいやされると思うので、来年の3月までにそういうふうな動きをしたということをお世話になりたいんですけれども、町長、どんなもんですか。

町 長 チェックの中には当然ウェブが入っているわけで、チェックするためには一定の動きとそれがあってチェックということになるわけですから、十分今お聞きしたご意見も参考にして、来年必ずというふうに約束できるかどうか、それはちょっとわかりませんが、課内では、一生懸命に、きょうお聞きした意見も参考にしながら検討をさせていただくということになろうと思えます。

高井國年議員 言葉遊びでチェック、それは十分含まれておりますけれども、特にウェブと申し上げたのは、特にそういうのを踏まえた上で、町長さんが言われました言葉が印刷され、活字になったとき、やっぱり住民が主人公のとか、住民が云々となっておりましたので、でき得れば住民のために約束ができないとか、そんなんじゃなくて、でき得る限り努力してほしい。思いますのは、課内ではないんです。これは幹事会なんです。課内は事務連絡だけです。今、組織されているのは幹事会という組織があつて運営されておるはず。その上が運行委員会か何か言う組織があると思うんです。課内の話ではないです。幹事会というのを着実に動かす、バスじゃなくて。幹事会という組織が円滑に動くような町長のお言葉を出していただき、その幹事会によって運営委員会か何か忘れましたが、そっちへ持って行って、よりよい住民サービスが今以上にできるように頑張ってもらっていただければと思うんですけれど。もう一度、課内なのか、幹事会なのか、その辺、町長お言葉賜りたいと思います。

町 長 課というのは非常に広い意味がありまして、私は、町当局という意味で使っておりますから、単なる小さな課という意味ではありませんで、なかなか言葉というのは難しいなというふうに思うんですけれども。というのは、町全体でというふうに表現すればそういうふうになります、私もひっくるめて検討をするという意味でございます。

高井國年議員 町長が言われますように、言葉は大変難しい。最初からそういうふうな言葉を出していただきたいと思います。錯覚するような言葉で、今、話の中で課と言えば、私は理事者側の幹事会の課とは思いませんでした。課内の課と思いました。それも踏まえてですけど、やはり最近、神戸新聞にありましたけれども、行政の必要性を問うために、住民の意見を聞くためにそういう住民から募った形の組織をつくって、いろんな物事を進めていくというのが、この間、加西市がそういう組織をつくってやっておりましたけれども、福崎町もできれば、行政という立場も十分大事ですけども、町民の方々のご意見も取り入れて、これからの事業運営を進めていっていただきたいと思いますけれど、今、私の思慮不足で、課という言葉をお聞きしておりましたので、大変失礼いたしました。でき得れば、先ほどもお願いさせていただきましたように、バスにおきましては、課内挙げてご努力賜りたいと思います。

それを踏まえて、そうしたら、議員はあと1年ですけども、町長はあと3年ございますけれども、この3年に対してこの福祉バスについては将来どのような考えで運行なさろうとしておられるか。仮に結構ですので、10年前から同じようなお言葉よりもこの3年でどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。将来の運行について。

町長 私の考えは、別になんか変わっておるわけではありますので、検討をした結果、議員さんの言われる提案の方がいいというふうになれば、そういう方向を進んでもよろしいし、今年度のように検討した結果、本年度の余り変わらない方向で運行しようというふうな方向が打ち出されれば、それでいいということです。ですから、デマンドバスが本当にいいのか、今言われたようにシルバー人材センターをお願いをしてやるのかというのは、にわかに判断がつかないので、そうしたご意見を十分踏まえながら検討をして、住民に最初に提案をいたしました内容で運行していくと、この基本方法については変わっていないということでございます。

高井國年議員 十分わかります。10年前から同じお言葉いただいておりますから、それは十分踏まえておりますけれども、この3年間に對しまして、それもまた変わらないということではおかしいのであって、やはりアクションを起こしていただいて、次の行動に移していただきたいと思いますというのがこの質問の内容なんでございます。そやから、言われるのはわかるけれどもできないというようなお言葉ではなしに、やっぱり今まで、そやから何人もの議員がいろんな提案をしておりますけれども、そんな中で幹事会でそのような提案をもまれたことがあるのかどうか、一遍お尋ねしたいと思いますけれども、担当課長。

健康福祉課長 幹事会におきましては、新しいデマンド交通についても検討をいたしました。いまだ実施には至っておりませんが、そういう検討もしております。また、今までの課題についても検討しておりますが、今の巡回バスの状態でこの課題をクリアするというのは、今の段階ではちょっと難しい部分がございます、今の現行となっております。

高井國年議員 難しいって、ほかの議員それぞれがそれぞれ考えを持って提案申し上げておりますので、難しいとか、そういうんじゃないくて、これはこうだからできませんとか、できますとかという幹事会の決定なり、そういうのも踏まえてご回答賜われたらと思うんですけども、これも今後の課題として、この1年間においてできる限り、町長の最後の言葉もいただきましたので、できるだけ努力していただいて、住民福祉向上のための一つの交通機関であるがゆえに、反対はしませんけれども、よりサービス提供が多くなるような形でご配慮賜りたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

次は、それこそ老人ホームの給食の業務委託、管理者制度についてお尋ねしたいわけでありすけれども、これもはっきり申し上げて、民生の常任委員会に出たときに、私は司会進行役でしたので余り言えなくて、1回目出たときに2回目に経過経緯を報告するようにだけしか言うてなかったんですけれども、その分について、今から質問させていただきたいと思います。1日目の議員の質問の中で、管理者制度導入の目的というのは、経費節減とサービス向上やと、これは十分理解できるんですけれども、このたびの経過経緯について、今現在町長はどのようにお含みになっておられるか、お尋ねしたいと思います。老人ホームの給食業務を管理制度で対応を18年度からされておりますよね。

町長 不幸にしてああいった事件が起きました。私がその事件が起きたときに指示した内容が三つあるわけでございます。一つは、老人の方が入所されているわけでありすから、その業務が一日たりとも停滞してはならないので、停滞せずにきちっと対応ができるような内容で処理してほしいということです。もう一つは、法的に検討をして、それが法律違反にならないような対応をしてほしいということ。そして、三つ目には、福崎町が不利益にならないように対処してほしいというのが私の示した三つの指示であったわけでございます。

したがって、いろいろ困難はあったと思いますけれども、この三つの方針に合うような形で処理してくれたのではないかと考えているわけございまして、満足というふうには思っておりませんが、今の処置でやむを得なかったのではないかと考えております。全然否定するわけではなしに、そうした方向で解決ができたというのは一定私の指示どおりに進んだのではないかと、このように思っております。

高井國年議員 それでは、この分について経過経緯を民生で報告していただいた、うろ覚えですけれども、その部分から部分的にご質問させていただきたいと思います。まず初めに入札ということに対してお聞きしたいんですけれども、入札は何で入札にするのか。全般的な入札について、給食じゃなくて。入札は何で入札をするのか。言えば業務委託に対して何で業務委託するのか、経費節減と福祉向上というのがあると思うんですが、入札は何で入札にかけるのか。

企画財政課長 入札の根本的な考え方は競争原理かと思っております。

副町長 今、企画財政課長が申し上げましたように、競争の原理も一つあるわけでありすが、やはりその中におけます分野については、公平公正、こういったような観点が重要であろうかと思います。

高井國年議員 そうですね。私も本を読んだら、今副町長が言われたような文言が出ておりましたので、そうなんですけれども。このたび入札が給食の方でされましたけれども、4者入札があった。これは指名入札でしたか、入札の方法は、担当課長。

健康福祉課長 当初18年でございますが、指名によります4者の入札としております。

高井國年議員 ということになれば、指名する基本的な考え方というのがあったと思うんです。条件です。指名入札に対する、指名をするわけですから、条件をクリアせんとその指名にはならなかったと思うんですけれども、この指名に対する条件はどのようなものでしたか、お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 この業務につきましては、役務の提供ということで入札審査会を開催いたしまして4者を決定したわけでございます。

高井國年議員 4者を決定した理由です。いろんな会社がまだまだあると思うんです。それを4者に絞り込んだ理由をお聞きしておるわけでありす。

会計管理者 平成18年に執行されたものでございますので、今資料がないんですけど、

多分、物品の指名願いを出ている業者の中から選んで指名したものと思っております。

高井國年議員 それでは、指名された4者の中2者が辞退という状態、言えば50%と言うた
らおかしいですけど、4者の内2者が辞退した。この2者が辞退した理由、確
認できておりますか。

会 計 管 理 者 この時点ではその辞退の理由までちょっと把握してございません。

高井國年議員 そうですね。この老人ホームの契約に対しても、時点で難波議員でしたか、い
ろんなことを言われていたと思うんですけども、指名したのに4者があって
そのうちの2者が辞退した、その辞退した理由も確認なしに2者で行ったとい
うことですか。

会 計 管 理 者 直接、一堂に会しまして札入れ行為を行ったものではなく、それぞれ郵送で
提出されたんじゃないかと思います。したがって、4者のうち2者が応答し
たということでございます。

高井國年議員 そしたら、それに対する回答があったと思うんです。辞退する理由はついてき
ておるはずなんです。やはり指名までする業者ですから、それなりの信用があ
るし、それなりの関係があるのに、理由もなくして辞退しますだけの回答で
すか。町はそんなどうでもいい4者を指名したわけですか。意味がわからん。
そうでしょう。やっぱり指名する以上はそれなりの信用を持って指名審査会を
するわけでしょう。そやのに案内したのに断りも理由なしに2者が辞退したと、
それだけでは。ましてやこの業務については、わからんうちにこういうような
形で事が起こっておった。そんな中で今、民生として業者もちょっとまたやや
こしい業者が指名されておるといような中で、ここもひとつ見直さなければ
ならないと思うんですけども、その理由。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は、13時50分といたします。
資料提出できますか。

◇

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。

先ほど、高井議員の老人ホーム給食委託業務についての答弁を高松健康福祉課
長に求めます。どうぞ。

健康福祉課長 2者の辞退届が出ております。内容につきましては、詳細は載っておりません
が、「慎重に検討いたしました結果、辞退させていただく」となっております。
口頭では遠隔地、また、人材の確保がしにくいというところでございます。

高井國年議員 ありがとうございます。一つのプロセスとしての考え方でちょっと今申し上げ
ただけのことですけども。そしたらば、その2者、残る入札入った2者、こ
れは入札金額というのは公表できますか。

健康福祉課長 落札いたしましたエポックバークナーが1,380万円、もう1者が1,786
万6,800円という結果でございます。

高井國年議員 下の方に決定なさったということですけども、そしたらば、そのエポック社で
したか、去年、町がお支払いになられた、また、出納閉鎖なさっておられるの
で大体金額何ぼぐらい、その金額以上ですか、以下ですか、入札の金額の。

健康福祉課長 契約額どおりです。

高井國年議員 それはよかったです。安いにこしたことはないけれども、老人ホームのお年寄
りの方に、町長の言葉借りますが、一日でも提供ができなかったら具合悪いの

で、そういうのをまた安い金額でなさったということは喜ばしいことだと思うんですけども、それ以後、今の状態、また町長の言葉を借りるわけじゃないんですけども、金額は低いのでできたけれども、お年寄りに対する食事提供が一日でも滞ったら困るので、つぶれた会社の従業員が設立した会社をまた再契約しておるということですよ。つぶれたというか、辞退届が出た時点で、言えば2カ月以上あったはずですよ。ほかの会社にそういうふうなお誘いというのはされなかったんでしょうか。どうですか。

会計管理者 平成18年から1年更新の3年契約というふうな内容になっておりましたので、平成20年度もその流れで進むという直前にあいつた事件が発生をいたしました。したがって、こちらとしましては、先ほど町長が言いましたように、欠食させるわけにいかないので、次の業者を選定する間ということで一応2カ月分ぐらいは責任を持ってやりなさいと。言い方としては、その間にこちらは新しい業者を探しますとまでは言っておりませんが、その行為で進むところでありました。しかし、弁護士等々の指導も受けながら現状のような流れになったところでございます。

高井國年議員 理由も十分に踏まえられるわけですけども、つぶれた会社の従業員が設立した会社を2カ月なら2カ月欠食させることはできないので使うという。2カ月半あったわけですよ。これはちょっと不思議で仕方がないんです。それこそ最初に申し上げたように、指名する根拠というのは何でやったんやろ。これは、一議員として、民生の委員長ではなくて、一議員としてはちょっと不思議に思うところであります。2カ月半もある間にそんな作業ができないはずがない。そうでしょう。2カ月の契約した間に本当に努力されたのかどうか。それで、弁護士が言うておったということですけども、つぶれた会社をそんなふうに言われる弁護士がおいでになられるんですか。また、口頭ではなくそういうのやったらやっぱり後々のこともあると思いますので、文書か何か弁護士の方からお預かりしておられるんでしょうか。その辺も踏まえて聞きたいと思います。

会計管理者 弁護士さんから特にそういった指示を出したというふうな書類は頂戴もしておりませんし、向こうも出してもおりません。

ただ、この事件が発覚しましたのが3月上旬ぐらいであったかと思います。それで、いよいよ警察の捜査が入ったというのが3月の下旬、このあたりでこの会社とは新しい年度、平成20年度は、契約できんということで新たな業者を選定していこうという方向で入っていました。やはりコンペ方式みたいな格好になっておりましたので、業者を選定し、それから依頼をし、向こうがもし乗ってくるとすれば、新たな従業員を採用するというふうなことで、今言いましたような2カ月ぐらいの期間は必要であろうということでの設定でございます。

それで、流れとしましては、4月早々に弁護士事務所で指導を受け、そういった方向で新たな業者が見つかりましたので、6月以降の新たな業者の選定はその時点でストップをしております。

高井國年議員 まず一つ目は、この会社が辞退届を出したのはいつごろかということと、新しい会社というのが意味がわからんですが、新しい会社とはどういう会社のことなんでしょうか。

会計管理者 先方の社長が来ましたが、たしか3月31日だったと記憶しております。そのときに平成20年度についてはこういった事件も起こしましたので辞退をさせてほしいという申し出がありました。たしか3月31日だったと思います。

それと、新しい会社と言いましたのは、今でこそ倒産、解約しておりますエボ

ック社、2年間調理をしてくれました会社が、後継、臨機の処置ということで、自分とどこに何かがありました場合、代行する業者という意味での新しい会社ということでございます。実際、今6月以降調理をしていております会社のことでございます。

高井國年議員 ちょっと僕、勘違いしての言葉かもしれん。新しい会社、僕が聞いておったのは、前会社の従業員が新しい会社を興して、それに跡を継がせたような形で聞いておるんですけれども。それはどういう。

会 計 管 理 者 そのとおりでございます。

高井國年議員 そんな会社にもた頼んで、それこそ、入札の指名する基本的な考えから言うて、つぶれる、新しい会社をその従業員が請け負うて役員になる。しかしながら、給食の現場でしておるのは町内から、町内近辺の従業員の方でしょう。名目だけの会社でまた名目にするという。経験もない会社ということで。それで、入札の資格があるんですか。発生するんですか。

会 計 管 理 者 新しい会社は指名願いを提出しておりました。

高井國年議員 そしたら、指名の日付、これを申請するのはいつですか、締め切りは。

会 計 管 理 者 20年度、21年度の新しい指名願いの締め切りは3月1日から3月31日までの受け付けを行っております。

高井國年議員 話が合いませんやん。3月31日に前会社の社長が来て辞退届した。それまでに指名願いを受け取ったというふうな、そんな不思議なことはないでしょう。普通で考えたらあり得んことです。計画的か何らかのつながりがあるか、それ以外考えられません、普通はですよ。それこそ住民に対する説明責任として、今の現況を説明して、住民の方が、そのまま丸々よくやったとはおっしゃらんと思います。今、福祉向上のために云々で、いろいろお言葉も出、町長のお言葉も出ておるんですけれども。

会 計 管 理 者 今少し流れを説明させていただきます。たしか、これも3月25日じゃなかったかと思います。今、実際6月以降入っております会社が指名願いを提出しております。その時点ではこちらは何もわかっておりませんでした。4月に入りまして、2年間調理をしてきていました会社に、あなたとこの仕事を同一条件で受け継いでくれる会社を探してくれということで、今言いました6月以降の会社を候補として推薦してきたところでございます。

高井國年議員 そしたら新しい会社の設立年月日、いつでした。

会 計 管 理 者 これも3月25日設立即提出だったと思います。会社の設立年月日、20年3月25日、そして、この日で指名願いの提出書類が出てございます。

高井國年議員 僕もよくわからへんのですけれども、指名するにも何するにも基本と言えば、会社ができてすぐ指名願いが出て、すぐそれを採用するという。また、下地の調査というのは、町はしないんですか。ただ、上がってきたらそれが即対象業者として登録されるわけですか。やはりそれこそ住民の方々の税金をもって皆様方が全体の奉仕者として日々お勤めなさっておられる中で、そのような不確かな会社に対して即認めて、はっきり申し上げて、新しい会社わかりませんでしたよりももっと大事なのは、会社よりも私が思っておるのは、腹が立っているのは、入所者の方々に対してそのような流れのある会社をまた契約なさろうとしておるか、されたかわからんのですけど、それが私にとっては悔しいところであります。出ておったらそれを受け付けしてどんな会社でもいい、それを引き継いだらいいというお考えのもとに今の状態に持ち込んでおられるのか、それとも、何らかの形でつながりがあるのか。冗談抜きでやっぱり大事なことですから、もっと会社の調査をすべきであって、25日に会社ができて、25

日に申請を出して、即その1週間後に前の会社の社長が紹介してくれ言うたらその会社を紹介して、2カ月あるのに、それこそインターネットで募集しても何しても、これぐらいやったらどこでも集まります。それをなぜ前の会社のつながりのある会社というか、そういう不確かな会社、新しい従業員がつくった会社を契約なさったか、なさろうとしておるのか、仮なのかどうかかわからんのですけども、なぜですか。

町長 これも、私も最終的に認めましたのは、こういう理由で私は認めたわけであります。

条件は、三つ、先ほど言ったとおりであるわけであります。とにかく業務を中止するわけにはいかないと。したがって、継続してやってもらえると、先ほど言ったとおりでありまして、当然次の会社の入札ということも考えたのは事実です。ですが、これを決定するには本当に何回も何回も集まりまして、幹部会も、幹部会といっても全部集まったわけではありませんが、関係する幹部が皆集まりまして、何回となく検討をいたしました。その間、法的な間違いを犯してはいけないということもありまして、弁護士さんにも逐一相談をかけるようにということで相談を受けてまいりました。そして、この契約期間が私はもう1年あるというふうに聞いておりましたので、前の会社との契約期間というのは、それはそれなりに一定の大きな比重を持つというのが弁護士さんのご指導であったわけでありまして、そうした指導を受けながら、そして、入札価格を見ても先ほど言いましたようにかなり安く当時入っているわけです。数字ちょっと今、先ほど発表ありましたけれども覚えておりませんが、約五、六百万円ぐらいの差があったかなというふうに思うんです。そして、今日新しく入札をかけたとしても、なかなかやってみないとそれはわからんんじゃないかと言われればそのとおりでありますけれども、弁護士さんの指導によれば十分その契約期間というのは、1年更新とはいえ3年というのは有効に作用しているということでもありますから、当然その会社が責任を持っていますと対処することがいいという指導でありまして、それならこの会社で入札をしようと準備しておるのはそれは先ほど田郷会計管理者が言ったとおりであります。入札をとる作業を考えておりましたけれども、それを取りやめにいたしまして、ご承知のと通りの経過になっていったと、こういうことでございます。

高井國年議員 ちょっと僕、意味がわからへんのですけれども、契約は3年やったと。会社がつぶれようと3年の契約は生きるんやと。こんなことがあり得るんですか。相手はもう死んでもとんですよ。言え相手は死んだのにそれに対してまだ契約1年あるさかいに、あなたせんかいうて、そんなあり得んでしょう。弁護士がどう、いつ、どこでどのような、口頭、文書。口頭ではこんな大事なことを決められるわけでないでしょう。文書があるでしょう、そしたら。

会計管理者 先ほどから申していますように、文書はございません。今、町長が申し上げましたのは、弁護士は、いわゆる民法上3年契約、これは有効ですよという意味合いの3年契約ということで、もう1年この業者と契約しなさいとか、そういった指導では別にございません。

高井國年議員 よく意味わからんねんけど。そんなこと、一般常識として考えられないでしょう。ここ、議員がほか何人かおいでになられますけど、今の状態で、普通、そうやという議員、割と少ないと思います。つぶれた会社、あと契約3年残っておるから1年あと努力するように、そんなことが普通考えられんでしょう。

会計管理者 ですから、先ほども申しましたように、契約期間の3年はこれは生きていくという意味でございます。ぜひともこの会社にやらせなさいというふうな意味で

はございません。契約期間のみに限ってということでございます。ただ、この会社、私どもは弁護士と相談しましたときでは、まだ破産手続は5月15日に開始されていますので、その時点が正式な会社で言う倒産に当たるのかなというふうな気はいたしますけれども、とにかく向こうが、私どもが新たな業者を見つける間、それこそ先ほど言いましたように欠食させるわけにいかないので、2カ月間やってほしいと。それ以降は私どもが新たな業者を見つけてやっていくという腹がございました。

高井國年議員 そやけど、それはちょっとおかしいでしょう。3月31日に前会社の社長が来て、辞退届を出しておるのに5月なんか、そんなもん話になりませんやん。その時点で欠食させるわけにはいかん、正直な話、町長は金額も言われましたけれども、大切なお年寄りをお預かりしておる施設に対して、多少、金を払ってもそんないいかげんな業者のやり方はどうも好かんし、また反対に、そしたらばその新しい会社、ほかに公共施設、仕事やっておられるんですか。

会 計 管 理 者 公共施設はないように思います。

高井國年議員 公共施設がなければ、営業として知っておられる相手先、いろいろあるやろうけど、何社か対応しておる、食事を提供しておる施設は何カ所かおわかりですか。

会 計 管 理 者 預かっています書類では、丹波市の夢タウンという記録があったと思う、夢タウンというショッパーズみたいなところの食堂での調理をしていると。それとあとは福寿園、こういうふうになっております。

高井國年議員 それは確認とれておりますか。書類申請だけでですか。それとも一応こういう状況の中で、やはり会社の信頼性、信用性を含むためには調査というのが必要だと思えるんですけれども、調査しておられますか。

会 計 管 理 者 現場には行っておりません。

高井國年議員 現場に行っていなくても、そしたらそれが本当に実施されているかどうか、確認はとっておられますか。

会 計 管 理 者 私は確認はとっておりません。

高井國年議員 うちとこの委員会でよく言われるんですけれども、幹部の方におかれては、よく業者の立場に立って委員会でも何でも報告なさるとい言葉がたまに出るんですけれども、今まさしくつぶれた会社の従業員がつくった会社を救済すべく動いているような気がします、はっきり言うて。そうしていますという書類申請のみで確認もせずして、お年寄りに対する欠食を本当に考えられておるのか。欠食のないようにするためには何とかせなあかんいうたら、この2カ月の間にその業者というのは十分に公募、応募、段取りはできると思えるんです。それを途中でせずして、あくまでも3月25日設立の3月25日指名申請の書類が出た時点で受け付けして、3月31日、前の会社の社長が来て辞退届したらすぐにその会社を使うという、余りにも絵に描かれたような状態ですね。

何も私はいかんとは言わんですけれども、今の行政のやり方、本当にチェックをやっておるのか、プラン・ドゥ、そこで皆とまっておる。こんなお年寄りの大事な食事を信用もない会社に任せて、4者のうち2者、その理由も聞かずして2者でして、安いからそれを決めた。安いはずや、中国産や何やかんやいうて偽装して入れとったけどそれはその単価になるかもしれない。しかし、反対に言えば、従業員というのは町内か、この近辺の人を雇ってしておる状態やったと思うんです。そんなんやったらはっきり言うて、欠食できへんのやったら、たとえ町が今までしておったんやから、18年以前は町がしておったんやから、それで対応できたんではないか。何も無駄遣いとは言わへんけれども、

そういう手だてもあるやろうし、2カ月間というのは、日にち聞いておっても変でしょう。こんなもん世間で言うたら、役場何考えとんや言われまっせ。ましてや議員なんかはっきり言うて、今、区長会から議員定数削減が出ておるけれども、議員何しておったんや言われますわ。責任逃れをするわけじゃないんですよ。やはり、私たちも、もちろん理事者側も、私たちは半公務員的な考え方でやはり住民の奉仕者であって、住民の福祉向上、議決する一人として、私はもうちょっと考え直してほしいと思いますし、でき得れば今からでもすぐ大切なお年寄りに提供する食事に対しては、信用ある会社を選定して、できるだけ早く。契約はしておるって言うた、それより、契約は。

会 計 管 理 者 4月の10・・・。

高井國年議員 結構です、ありがとうございます。僕は何もあかん、あかん言うтон違うんですよ。今の状態が好ましくないというのを申し上げておるだけなんです。そやから、今より、よりよくしていただくためには、やはり町の信用を得るためには、お年寄りの食事をいかに安全・安心で提供できるためにはという考え方をお願いしておるわけであって、これがあかん、これがあかんじゃないんです。そやから、私が思いますのには、各議員にも聞いてもらったらいいいと思うんですけども、今こういう状態の中でその会社をずっと使うんではなくて、ある程度2カ月か3カ月、信用できる会社を見つけてきてやっていただきたい。それとそういう調査をお願いしたいと思うんです。ただ言うてきた、受けた、欠食させられへんからこれをしたんやとか、そなん理由になりません。やっぱりそれも住民の方々からお預かりした税金とかいろんなものを含めながら、・・・・。

議長の発言取り消し
(制限時間オーバー)

議 長 高井議員の質問中でございますが、時間となりましたので。
以上で高井國年君の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。再開は１４時３５分といたします。

◇

休憩 午後 ２時２３分
再開 午後 ２時３５分

◇

議 長 会議を再開いたします。
次は、第１２番目の通告者は、小林 博君であります。
１．医療、福祉行政について
２．教育行政について
３．防災対策について
４．下水・神崎橋など工事中の住民生活の確保について
５．駅前周辺整備など前回質問事項について
以上、小林議員どうぞ。

小林 博議員 大変お疲れのところ申しわけありませんが、しばらくおつき合いをいただきたいと思います。大変緊張した議論が続いた後、余り大した話ではないので、ゆっくりと緊張をほぐして聞いてください。

医療制度については、大変複雑化してまいりました。本議会においても多くの皆さんから質問が出されておるところでございます。ことしは高齢者を分離した保険へと制度が変わりました。最近のこうした保険制度の変化に対する基本的な考え方は、憲法に定められた、健康で文化的な生活の保障に反した公費負担を少なくし、個人負担を大きくしていく、行政責任を放棄する方向であるというふうに私は感じております。高齢者、障害者を含めたすべての人たちに温かいまちづくりを保障されていくということが、具体的に進められなければならないというふうに思っております。

そこで、今回は具体的な課題から入りたいと思うのでございます。一つは、福祉のまちづくり条例というのが県において制定をされております。これに沿って各市町村は計画を立てて事業を進めなさいと。そして、公の事業も民間の事業もそれぞれちゃんとチェックをして、そして、バリアフリーのまちづくりをやりなさいという、そういうふうになっておるわけでありますけれども、まず、福崎町ではどのようにこの条例が適用、運用されているのか。重点地区として兵庫県全体の指標の中には、西田原というふうにだけ規定をされておりますけれども、どんなふうに基準がなされておるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

健康福祉課長 福祉のまちづくり条例は、兵庫県条例で平成１５年に施行されております。現在はその業務を町に移譲されております。内容は町内全地域の建築確認申請が必要な建築物で、一般住宅を除きまして、店舗、病院、工場等で条例のバリアフリーの基準に沿って整備することとなっております。

重点地区というのは役場周辺でございますが、まちづくり条例ができたのとあわせて、重点的に整備をしていくという意味で地区を設定したものでございます。

小林 博議員 それでは、その確認申請等が出されたときに、どのようにチェックをされておるのでしょうか。福崎町ではどれだけの整備をしようという計画を持たれておりますか。

健康福祉課長 審査の流れでございますが、建築確認申請と並行しまして、まちづくり条例の整備調書が、担当しております健康福祉課の方へ提出されます。その整備基準を見ながら条例に照らし合わせまして、整備箇所がそれぞれ面積また種類によって異なっておりますので、確認し改善する箇所があれば文書をもって改善箇所を申請者に通知することとしております。

小林 博議員 整備基準というのは福崎町独自のものがあるのでしょうか。この県条例で定めた基準をそのまま適用をしておるのか、それとも福崎町独自のものを持っておるのか、その点についてはいかがですか。

健康福祉課長 県条例の適合表を使っております。

小林 博議員 そこで、いろいろあるわけですが、この質問をしようと思ったそのきっかけは、最近ずっとこう歩いておりますと、不思議だなと思うことがちょっとあった。小さいことですが、前にもよく議会で何回か問題になりましたけれども、歩道に視覚障害者用のタイルがずっと敷いてある。あるいは、溝ぶたのグレーチング等のすき間の大きいやつと小さいやつとがあるという、そういうふうな問題。特に福崎小学校の前のようなところは、小さい目のグレーチングに取りかえてもらったりとか、そんな経過をずっとたどってまいりました。ところが、最近福崎町がつくった中心的な道路で、これだけの道路をつくっておきながら、途中までは目の小さいグレーチングを入れて、ここから先は大きなやつが入っておるというふうなところがありますし、新しい街路でも全く視覚障害者の誘導タイルがないというふうなところもある。最近、県は県道との交差点の各所にストップをずっとタイルを入れましたけれども、そういうことから特に興味を持ったわけで、今ここに力が入っておるんだなと思って見ておるわけですが、福崎町の場合、なぜそういうグレーチングの適用とか、視覚障害者用のタイルとか、まず道路をつくる時などになぜそんなに変化が生じておるのか、その点についてどこに基準があるのか、お示しを願いたいと思っております。

まちづくり課長 お答えいたします。先ほど福祉のまちづくり条例ということで、県条例であります。そういったこと、それから設計する上では県の技術基準に基づいて道路設計をするんですが、特に今バリアフリーというようなことで取り組んではおりますが、ただ、グレーチングの細目、昔は細目はなかったわけで、ハイヒールで歩くと普通目ではハイヒールはグレーチングの中へはまるというふうなこともありまして、改善をされてきたわけでございます。もちろん古い部分では取りかえもなかなか困難ということでもあります。

また一方最近の道路でも普通目を使っているところと細目ということであるんですが、例えば駅から南の道路でございます、拡幅した道路であります。全体的には3メートルあるんですが、その端のところにはところどころグレーチングということで、細目と普通目とあります。基本的にはアスファルトのところ、それから視覚障害者用の誘導ブロックもありますので、端の部分については若干普通目も使っておるのは現状でございます。なかなか統一しての仕様まではおっておらないのが現状ですが、今後できるだけ統一を図っていききたいと、このように思っております。

小林 博議員 基準はどこに置いておるんだということを聞いておるわけです。駅前の交通広場ですと、バスが入り込むところはずっとあの歩道を歩きますと、途中までは目の小さいグレーチングがあつて、そこからバスが出ていくところの家がずっとあるところの境目のところ、その溝はそこには幅の広いのがある。北側の線路側の歩道は、これも途中まで目の小さいので、あるところからずっと広いの

があつて、これは何でやろうと。さっぱりわからないです。なぜそういうやり方をやるのかと。同じたくさんのお金をかけて道路をつくるわけですから、すべての人たちに親切な温かいまちづくりをやっていこうと、高齢者あるいは障害者等々が移動等をするについても、できるだけフリーにやっていこうという趣旨がこのまちづくり条例の趣旨ですよ。インターネットで引き出しておりますけれど。そういうことから言いますと、交通広場の途中からそういうふうなやり方になっておる、その基準は一体何やったのかと。ここで金がなくなつて、しょうがなかったのか。金があろうがなかろうが基準がある、やらないかという基準があればやらなしょうがないし、そういうことになるわけです。昼、役場の外へ歩いて出てみたら、役場の両側の歩道は目の小さいやつがあつて、役場の入り口だけは広い目のやつが入っておる。役場の入り口は杖ついて入ってくるなということになるんかいなと、こう思ったりもするわけで、そんなところがいっぱいあるんです。視覚障害者用のタイル等にしても、あるところとないところがあるということです。特定指定としては道路、公園等全部入っておるわけですから、県条例に載っておるもの、中には。それが一体なぜ、古いものは順次かえなければしょうがない、それはわかります。今つくった新しい何億という金かけてつくったものの中で、ここまではやったけれどもここからはやらないという、そういう差はどういう物差しによるものですかということをお聞きしておるわけです。健康福祉課になるのか、まちづくり課になるのか、ちょっとお願いします。

まちづくり課長 基本は、道路の構造から言いますと、やはりグレーチング部分は、水路の点検、または道路排水ができていくかという点検を兼ねているんですが、一方、歩行者の立場からは細目がいいんですが、道路軌道から言いますと、単価も約倍、重量的には倍の重さになります。基本的には人の多いところ、通行の多いところにする限り細目で配慮をしていくということを基本に考えております。

小林 博議員 そういうことになるなら、田んぼの中につくった道と市街地につくった道は違う。ところが私は駅前交通広場の話をしているんです。駅前交通広場の途中まで目の小さいのでやって、あるところから広いやつでやって、これは何でやと聞いているんです。人の流れの多いところと少ないところという、その物差しは駅前交通広場の真ん中では通用しませんよ、それは多分。どうですか。

まちづくり課長 交通広場の途中でということで、製品がかわっているのは、やはり今言われる趣旨から言うと当然統一性が図れてないと思っております。今後につきましては、できるだけそういったことを配慮しまして、歩行者に優しい道づくりに努めていきたいと、このように思っております。

小林 博議員 せっかくやったものを入れかえるとなりますと、また金がかかるわけですから、あれをいつまでもあのままおくのもめんどいからいつかは取りかえて、できるだけ早く取りかえていただいて、福崎町の玄関の駅前交通広場らしく、すべての人たちに優しい歩道にしてほしいと思います。後からやるとなるとまた要らん金が要ることになりますから、なぜ最初にやれなかったのかと思います。

それから、タイルにつきましても、例えば、イチョウの木から線路までのところのあの町道、あれは両側、歩道がついております。その両側の歩道の中にタイルが敷いてあります。特別の利用がない、同じ幅のずっと広い歩道で行っておるのに、途中からそのタイルが真ん中を通っておるやつが端っこの方へずっと斜めに行ったり、また今度反対側の斜めに行ったりと、妙なことをしてあるなと、これはさっぱり理由がわからなと。いろいろあるわけです。そして、町の中を歩きよったら、そんな気持ちで歩いたら、これは本当に福崎町は障害者

用タイルを敷いておりまっせという格好だけのやり方で、実態に本当にすべての人たちに温かい町をつくろうという心がないんじゃないかという、そんな感じにとられてもしようがないというふうに映ってまいります。

新町千束線のところでは、国道312号線の起点のところでは、やっぱりあそこにせめて全線障害者用タイルはなくても、国道との接点のところには、すぐ国道ですよというまれのタイルがあってもよいのではないかというふうに、改めて見ました。あれがつくられるときには、志水理髪店のところの交通安全対策ばかりここで力を入れて、ちょっと障害者対策について私も抜けておりましたが、そんな感じがいたしております。

そんな意味で、この障害者福祉の障害者だけでなく普通の高齢者も年をとればということで、すべての人たちを対象にしてやる、この福祉のまちづくり条例がなおざりにされておるといった感じがしなくもないようです。ですから、本当に官民のすべての建設事業について、そういうチェックが十分にされておるのかどうか、これはやっておるといふ、そういう答えでありますけれど、やっておるにしてはちょっと寂しいなという思いがいたしました。

次に、バリアフリーマップの話をしてします。福崎町のホームページの話がたくさん出ましたので、また私からも出すのは二番煎じみたいなものですが、福崎町のホームページのトップのところに、バリアフリーのマップというのがあります。それを開きますと町全体の区分図が出てきて、A B C Dでその地域のところを開くとそれぞれ官民の施設のバリアフリー状況が出てきて、その一つ一つを開くと、柳田國男・松岡家顕彰会記念館についてこういうふうにして、こうして全部出てくるわけです。段差があるない、エレベーターがあるない、トイレはどう、何がどう、あるないと、これ全部ここに出てくるわけです。

これが、まずは、町の代表的な新しい施設が入っていない。例えば、図書館が入っていない。ですから、これは余り更新されずに来たのではないか。柳田顕彰会記念館にしても、後ろ回りにしてもスロープはつくったんですが、これもやっぱり改正をされてない。これはいつこのバリアフリーマップはホームページに入れたのか知りませんが、入れっ放しであと全くやりかえがされておらないということだなと思いました。せめて半年に一遍なら半年に一遍、官民のいろんな施設の状況をマップに調整をし直すという、そういう作業が要るのではないかと思うわけです。その点については、これはどこの課がこのバリアフリーマップを担当して、そしてホームページの管理をやっておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

健康福祉課長 バリアフリーマップの担当課は健康福祉課でございます。今現在、掲載しておりますバリアフリーマップは、平成15年に県の補助金をいただきまして作成をいたしました。現在まだ更新ができていないような状態でご指摘いただきました。早急に更新するようにいたします。

小林 博議員 早急にこれも広岡議員の質問の中でありましたので、その中での問題の一つとして充実をさせるということにしてほしいと思います。官民のそれぞれの施設の現況をやっぱりよく踏まえて、主な施設の状況を踏まえて、そうして改善を民間に対して求めるもの、そして町行政でやらなければならないもの等々、ぜひ改めて求めておきたいというふうに思うんです。

そこでこの中で一つ気になったのがありまして、視覚障害者用誘導ブロック屋外ありと書いてあるんです。これは町の施設ですのであるんです。あるんですが、ブロックがあって、階段ずっとついておって、正面行ったら自動ドアがあるんです。その自動ドアは閉鎖されておって、中に傘立てが置いてある、あか

ない。この月の初めから役場の中でそんなところがあるな、町の施設でこんながあるない言うておったんやけど、どこかわかりますか。これ、クイズ出しておったんです、オンリーじゃないけど。

健康福祉課長 先日、係の方も見に行っただけですけども、ちょっと不明やったというようなことでした。

小林 博議員 これです、ホームページ、福崎町保健センター。今度休憩に入るまでに終わりますけど、休憩がもしあったら3階のトイレから見てもらったら見えますけど、保健センターです。保健センターを利用するのは、健康な人も利用しますが、健常者でない人も利用するという施設でありますから、できるだけ。それは普通の入り口の方に向かって、普通のタイルに黄色い色は塗ってあるんですが、やっぱりこれは障害者用タイルとは言えませんから。そういう問題がありました。ですからやっぱり同じ金を使ったら、それが有効に生きるようにしていかなければならないということだと思います。いろいろ施設、幾つか出して、家なり役場を出してみますと、町を代表する施設には、やっぱりもう少し温かい対応があってもよいのではないかと思える部分がたくさんあります。ですから、町の内外の方々に柳田記念館やもちむぎの館に来ていただく、どこに来ていただくということになりますと、ここにはこれだけの障害者用施設がある。でも、うちのおじいさんもおばあさんもちょっと連れて行ってやりたいなと、車いす乗っておるから連れて行ってやりたいなというふうに思いますと、スロープあるかな、トイレはあるかなということが気になってくるものです。そうなるこのホームページバリアフリーマップというのは便利なものですから、実態をよく反映するようにしてほしいということと、施設の改善をして、それをマップに反映してほしいという、そういう趣旨でございます。

さて、視覚障害者用、誘導用ブロックについてのこんな考え方の文書とか、いろいろ歩道の設置の関係とかいただきましたけれども、なかなか納得のいく説明のできるような形にはなっていないというのが実態だと思います。したがって、お金は有効に使う、同じ使うなら有効に使う。使ったものはやっぱり後々生かしていくという、そういう形で福祉問題にも対応してほしいと思います。

次に、障害者自立支援法が施行されて以来、いろいろ問題点が指摘をされておるところであります。本当にこの法律が形の上で目指した障害者の社会参加、自立の方向で進んでいっておるのかどうか。福崎町もことし、後の23年に向かっての計画をつくることになっておりますけれども、現時点における到達度合いについて説明を求めたいと思います。

健康福祉課長 障害者自立支援法が平成18年に施行されて、2年が経過したわけでございます。福崎町も障害福祉計画を策定しておりますが、到達度は当時目標としておりました数量と、設定値まで行っていない部分もかなりございます。また、新しい施設、新体系への移行というものは5年以内ということでございますが、15ぐらいの施設はまだ新しい施設への移行ができていない状態でございます。

小林 博議員 障害者本人が1割負担しなければならなくなったとか、さまざまな問題が指摘をされて、法そのものが十分に機能しないと言いますか、結局、障害者いじめになっただけの法律だと言われておりますので、町の責任とは申しませんが、障害者自立支援法がいかに役に立たない法律であったかということが福崎町の実績から見ても言えるのではないかと思います。特に障害者の社会参加といいますか、就労関係の方については、福崎町でどんな数字になっておるでしょうか。

健康福祉課長 障害者の就労支援でございますが、新しいサービスとしましては就労支援のB

型というものがございまして、そこには現在5人ということで作業所の方が入られております。

それぞれ福崎町の障害者の雇用状況等も労働局に確認はしたんですけども、個人情報ということで早速には教えていただけない部分がございます、今、公文書で開示の請求をしております、それが来ればまた雇用状況も把握できるかなと考えております。

小林 博議員 障害者福祉計画では、それぞれの目標を掲げて、そしてそれを促進する体制を整えるということも明記をされております。そういう体制は、どんなふうに機能をしておるのでしょうか。町内の企業に障害者雇用を求めていくということも役場の仕事じゃないのでしょうか。この法では、県から市町村にこれを推進するための責任が移管されているという書き方になっておると思うのですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 障害者の就労支援につきましては、町というよりも県が事業を興している部分がたくさんございます。例えば、民間企業の整備等ということで障害者を就労しますと民間会社に補助金が出るということで、19年度、20年度においては、そういった施策が県の方でたくさんとられております。町としましてもそういった作業所には連絡会議もございます。参加してできるだけ就労支援の方を頑張っていきたいと考えております。

小林 博議員 作業所等と民間企業への就労という、その二つがありますが、それはできるだけ民間の企業の方の門戸を広げていくというのが法の趣旨だと思うのですが、だんだん厳しくなっているという感じがしなくもありません。これは、だれそれが行っておるという個人名は言えなくても、私とこは従業員が何人おって、その内何%で何人が採用されているという、そういうふうな報告ぐらいは受けられると思うんですが。

役場の方ではこの計画の促進体制というのは、どんなふうにやられておるんですか。例えば、月1回あるいは2カ月に1回、この福祉計画に基づいてどんなふうの実績が進んでいるかという会議でもやられておるのでしょうか。

健康福祉課長 具体的にはやっておりません。担当職員が障害者雇用のお話等には加わることはございますけども、会議を開いて定期的にというところまでは至っておりません。

小林 博議員 日常の業務が多いし、大変忙しいと思うわけですし、いろんな計画があるわけですから大変だと思いますけれども、その点についても努力方を求めるということしか言いようがありません。いろいろと障害者の方々の話を聞くことがあるわけですが、大変自立という方向、あるいは就業という点では困難をきわめておられます。それだけにぜひその努力方を求めたいと思います。この自立支援法そのものももっと改善されることが必要だということは、これは言うまでもないことでございます。それぞれの実績に照らして、次の計画を今年つくられるわけですが、それらができるだけ実態に沿うように実現可能な保障のある方向でつくっていただきたいと思います。平成23年度の目標数値というものが前から出ておるわけですが、この平成23年度の目標数値というのは変えないでやろうという、そういうことでしょうか。

健康福祉課長 今年度、平成21年度からの3年間の第2期障害福祉計画を策定する予定をしております。もちろん目標数値というものは変わってまいります。実態を踏まえまして、必要なサービスの数量等、障害者の利用者のニーズに沿った計画をつくる予定をしております。

小林 博議員 できるだけ実態に沿った形で実現可能な方向づけを進めていってほしいと思い

ます。

次に、健康保険なり医療問題の方に入りますけども、予算編成時にできるだけ正確な数値を立てるということが必要であります、それには大変な苦勞が要ると思います。したがって、毎年国保の税率については、5月にやっていたわけですが、ことしの当初予算のときにも課長は提案説明の中で、19年度分の実績が出た段階で改めて税率も含めて検討をしたいと、3月議会で決定した税率は暫定的だという趣旨の説明をされたわけですが、これが変更をされませんでした。委員会に報告をされた資料で見ますと、税収は若干上がり、そしてその他の収入の増減も若干あって、そして特に給付費がやっぱり見積もりよりも少なかったという、毎年のことですが、そういうふうなことで、4,500万円ほどが余ってきたということなんですね。

それで、それだけの差が出てきたのに、なぜそれを税率に反映をしなかったのかと。大体19年度並みの1世帯平均の税金に戻しても、20年度当初予算で予測をした年度末の基金残高というところ、持っていけるだけのその誤差が出たのではないかと。4,500万円あれば1世帯当たり1万円ぐらい引き下げても、医療支援分を含めてできたのではないかと思います。最初、令書が出て私の家にも二、三問い合わせがありましたし、役場にもあったと思いますけれども、そういった検討がなぜされなかったのか、お尋ねをいたします。

健康福祉課長 国民健康保険の歳出におけます療養費のことですが、ご指摘のありました19年の決算見込みでは、当初予定しておりましたより基金の積立額が残りまして、8,700万円ぐらい残る予定となっております。それにつきましては、平成20年度へ繰越すわけですが、20年度では2,300万円ほど取崩す予算を組んでおります。

20年度の療養費の積算ですが、これはもちろん19年の実績見込みから考えまして、20年度の今年度はたくさんの医療の改正がございました。診療報酬の改定もございます。6歳までの負担割合、また、退職者制度が65歳未満となりまして、前期高齢者の医療費について一般で占める部分がかなり多くなってまいりました。20年度の医療費につきましては、そういったものを加味したわけですが、

20年度の当初予算と19年度の決算見込みとを比較しますと、ほぼ同様の医療費を組んでおります。決して余分に組んでいるわけではございません。

また、今年度の実績が2カ月あるわけですが、前年と比較しますと、高額な医療が出ておりまして、2カ月で昨年と比べますとやや多い医療費となっております。こういったこともございまして、基金は8,000万強あるわけですが、まだまだ医療費が増加するという見込みもございしますので、税につきましては、そのままの税としております。

小林 博議員 毎年同じような議論をして、お聞きになっておられる皆さんも耳にたこができるという格好だと思いますが、19年度分の決算見込みが予算編成時よりも決算の移った段階では支出が減ったんだから、給付費が減ったんだから、20年度当初予算は決算見込みに対して何%増しということになったわけですね。ところが実際の支出は19年度で減ったわけですから、同じパーセントで20年度予測しても、改めて20年度予算の給付費の支出は少なくなるという、それで当たり前のことです。税の徴収率も若干予算よりも多いわけですから。そんな面でひょっとしてこの20年度の2,300万円の基金取り崩しも、決算やってみれば取り崩さないで済むのではないかなという感じが、私は今までの経験からするわけです。20年度決算を審査する9月議会、来年の9月議会に私が

おるか、おらんか、それはわかりませんが、さっきからそんな話がよく出ておりますが、そんなことで、できるだけ正確にやってほしい。

と言いますのは、本当に今は生活が大変です。物が上がっておるし、収入は上がらないし、毎年9月に出していただいております国民健康保険の加入世帯の所得ランク表があります。去年の9月議会の資料を持ってきましたけれど、所得ゼロの世帯が26.5%、100万円以下のところでも約50%になるんです。年間100万円以下の所得で。所得ゼロでも平等割、均等割がずっと保険にかかって、税にかかってくるわけです。今度の後期高齢者保険にしても同様です。そういう意味で所得の少ないところ、ないところに対して大変な税がかかるという、そういう制度になっておりますので、とりわけことし実態に合わせて、たとえわずかでもこの5月の改正、3月に上げた分を若干でも下げてほしかったという思いを強くいたしたというところであります。

さて、この税金の納め方でありまして、中には一括して前納をされる方もございます。後期高齢者保険が年金天引きになります。前期高齢者65歳から74歳までの方の国民健康保険税も10月から年金天引きになるということになっております。これらを一括納入しておきたいと。余りたくさんない年金だから、毎月の生活費の年金の中で引くよりも最初に一括納入をしたいんだという方がありまして、それは何とかならないのかということですが、その点、税務課長、どうなんでしょうか。

税 務 課 長 年金からの天引きにつきましては、今現在、介護保険が年金天引きされております。この介護保険につきましては、介護保険法で徴収の方法が定められておりまして、その中で年金18万円以上とか、2分の1を上回らない方等につきましては、介護保険法でされております。

後期高齢者医療につきましても、この4月から特別徴収を行っております。そういった中で、国の方で徴収、年金天引きのあり方、そういった問題が提起されておまして、国の方でもこの特別徴収のあり方について、今、検討をされております。そういった中で今後柔軟な方向性も示されてくるようなことも予想はいたしておるところであります。

また、国民健康保険につきましては、今言われましたように、この10月からの予定になっております。この国民健康保険につきましては、町条例で特別徴収、普通徴収の方法を行うという形で定めております。現在、前納の口座振替の方の手続をされている方、また、前納される方等につきましては、特別徴収ではなく一括での取り扱い等も可能な対応がとれると思っております。

小林 博議員 介護保険についても一括納入ができればという希望があったということも申し添えておきます。

後期高齢者保険で特別徴収と普通徴収者の割合はどうなっているのでしょうか。

税 務 課 長 後期高齢者の特別徴収ですけれども、4月から開始をしておまして4月時点では1,466人の方を特別徴収いたしております。割合といたしましては、64%強でございます。

小林 博議員 普通徴収に係るもの、年金はもらっておるけれども年金の額が18万円未満でありますとか、いろいろある。あるいは担保設定がされておる年金については普通徴収になるとか、いろいろございます。そういう中で滞納をすれば保険の対象にならないという、そういうことであります。介護保険につきましても同様の処置がとられております。国民健康保険のように相談をして、今までの分を少しずつ納めるから、短期保険証を出してほしいというわけにはならないという形に、後期高齢者保険と介護保険はなっておるわけでありまして。

したがって、後期高齢者保険は来年からそういう問題が出てくるといたしましても、担保設定等をされた人や、あるいは年金の少ない人などについては大変困難な状況にあるわけですから、全く保険の対象にしてもらえないという方々が出てくる恐れがございます。そういう意味でこれらに対する対応方をぜひ検討をしておいていただきたいと思っておるところでございます。これは体験上、そういうふうに申し上げておきたいと思っております。

さまざまなこの制度の中で、いろんな介護保険にしても国民健康保険にしても、あるいは後期高齢者保険にしても、どんな問題にしてもやっぱり住民税の非課税世帯ぐらひは援助の対象にしよう、あるいは均等割のみの世帯、所得税非課税世帯とか、いろいろあるわけですが、住民税の非課税世帯、あるいは均等割のみの世帯、あるいは所得税のかかっていない世帯数というふうなものはどれぐらいあるのでしょうか。

税 務 課 長 20年度今現在、当初賦課の状況でつかんでおります数字でございますけれども、均等割のみの世帯につきましては915世帯、均等割、所得割がかかる世帯が8,207世帯で、合計9,122名の方が住民税の当初賦課の課税状況です。均等割の方につきましては、915名というような状況でございます。

なお、所得税等の課税の内容につきましては、今現在、今年度の課税状況を今、作成中でございます。まだ数字はつかんでおりませんが、昨年度の数字で申し上げますと、8,073名の方が納税義務者であります。所得税のかかっておる方がそのうち7,659名、かかっておらない方が414名、税の課税対象として8,073名でございます。

小林 博議員 済みません、聞き漏らしたかもしれませんが、住民税の均等割もかからない非課税世帯というのはどれだけでしたか。

税 務 課 長 住民税の非課税世帯というよりも、非課税者、個人個人での数字になります。その中で、アルバイトで学生の方の給与支払報告なり、また、年金からの支払報告等を受けて、そういう方も申告者としての1人としてとらえさせていただきますと、4,837名が住民税の非課税の方となります。

小林 博議員 大きな数字になるわけですが、例えば、介護保険の対象者の中でありまして、障害者の中でありまして人数が限られてくると思うわけです。ですから、一つ一つの制度を見ますと今までの予算審査や決算審査の報告の中でお聞きをしますと、本当にせっかく町単独も含めて住民税非課税の世帯の方については援助をしようということになっているわけですが、人数が非常に少ない部分があるということですから、一つ一つの施策を検討して、これを住民税均等割のみの世帯にまで広げるとか、ちょっと福祉のランクアップも検討して、そうすればどれだけ金が要るんだということも研究していただきたいと思うんですけれど、いかがでしょうか。

健康福祉課長 今、福祉施策としましては、言われましたように住民税非課税、また、非課税世帯というのが中心になっております。均等割のみがかかる収入としましては、高齢者の場合、公的年金の受給者ですから、控除額範囲額を含めますと、年収148万円以上の方が均等割の課税ということにはなるかと思えます。

低所得者の基準の判定をどこに置くのかというのが非常に難しいのですが、今後も低所得者に対しましては継続して町の単独事業を行っていくつもりでもございますが、今後、今言われましたように低所得者の範囲について、課題として考えていきたいと思っております。

小林 博議員 財政問題もいろいろ議論されておるときではありますけれども、これぐらいのことならできるんじゃないかということも含めて、検討方をお願いしておきた

いと思います。また、次の機会にでも問わせていただきます。

次に、教育問題に入りますが、公共施設の点検状況については、去年の9月からずっと言っておりますのでよくわかっていただいております。消防施設の点検結果、あるいは特殊建物点検結果等々あるわけですが、どの程度まで対応が進んだのでしょうか。前議会で一つ一つ一遍消し込みをやってみて、次に質問しますと言って終わっておりますので、聞かんわけにいきませんので、議事録をつなぎますと、やっぱりつないでおかないといけません。よろしく。

学校教育課長 まず、消防用設備の指摘事項の改修につきましては、まだ1カ所残っておりますけれども、ほとんど指摘事項については改修をいたしております。

それと、特殊建物定期報告につきましては、緊急性のあるものにつきましては行っておりますけれども、何せ指摘事項がかなり膨大にありますので、即座に、短時間にするというのは不可能でもございますので、今後、計画的に改修をさせていただきますと思います。

総務課長 全体のこの一覧表につきましては、2月の総務文教でお示しさせていただいたわけですが、この改修計画等につきましては、先ほど学校教育課長が申し上げましたとおり、すぐにできるもの、また、長期間かかるもの、いろいろございまして、全体がどういうふうになっているかというところにつきましては、現在取りまとめがまだしっかりとできておりません。今後におきましては、年次計画等をもちまして、財政と協議しながら計画的に取り組んでいきたい、このように思っております。

小林 博議員 教育委員会以外の部分については、そういう状況ですか。学校施設のどこについて、特にやかましく言ってきたので、まとまっておるのですが、他のものについてはできておらないということであれば、早急にまとめて報告を求めておきたいと思います。

一番問題にして、福崎小学校のプールの問題でありますとか、北校舎の消火栓が出ないまま5年もほうってあったとか、いろいろ去年は言いましたけれども、それらの改善方もされましたけれども、トイレ等のおいがかもって、どうもパイプが詰まっておるようだとか、いろんな話も聞くわけで、前々から要望があったとしておったのだけれどというふうなことでしたが、今回の改修等でそれらも直されたんでしょうか。

学校教育課長 お答えします。福崎小学校北校舎の件ですけれども、屋上から漏水しておった改修工事については、既に工事を完了させていただいております。

それと今ご指摘のトイレからのおいということですが、今、私どもも現場を確認させていただいて、確かににおいがしますので、近々に直すことになっております。

小林 博議員 ぜひ要望の出てきたものの中でも必要なもので、そこはやってほしいと思います。

それから、耐震診断の件についても質問がありました。新聞でいろいろと報道をされておまして、あの新聞報道だけを見ておりますと、これは福崎も大変よくなるなど期待をしていたんですが、きのうの答えを聞きますと、何か対象にならんのだという話ですね。公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令の運用細目というやつです。神戸新聞にこういう名前が出ておったのでインターネットで出してもらいますと、改築を要する建物に係る基準ということで、5カ年計画の期間中に該当するように認められることということで、ア、イ、ウ、エ、オと5項目書いてあるわけです。その中でイのところでは、0.3に満たないものという、これはIsと言われておると思うんですが、ウのところでは、保

有水平耐久力に係る指標がおおむね0.5に満たないもの。これはQだと思うんです。ですから、今、Is 値だけで言われましたけれども、Q値で対応になる部分もあるのではないかと。このア、イ、ウ、エ、オの中でどれかに対応になるものがあるのではないかと。思ったりもするんですが、その点については、文部省の運用細目に照らして、どのように検討されましたか。

教 育 長 実は、先ほどの昼休みの休憩時間にも文書が来ておりまして、文科省からの文書でして、この耐震補強工事については、Is 値だけでいきなさいという文面がありました。今言われましたように0.3以下の数値の建物については3年以内に補強工事をしなさいというものでありました。それ以外については、何の指示もありません。きのう吉識議員の質問にも言ったかと思うんですが、0.3から0.6の間も倒壊の恐れありますから、この値の範囲のものについては、できるだけ早く補強ができるように努力していきたいと思っております。

小林 博議員 私が今言いましたように、運用細目というやつがあるわけです、文科省が出している。この中にそういうことが書いてある。ア、イ、ウ、エ、オと五つの項目が書いてある。Is 値はその中のイのところに書いてあるだけです。ほかのところにもずっと書いてあります。ですから、福崎町でも、イには該当しなくてもア、ウ、エ、オに該当するものがあるかもしれない。それは5カ年計画の中に入れなさいということになっておるかもしれない。そういうものがあるかもしれない。よく研究して、そして、県や国とも交渉するという、そういう努力をぜひしてください。

これは、私たちが神戸新聞に何かこんな文言が書いてあるから、この文言を拾ってインターネットでなれんやつで探しても、こういうものが出てくるものです、便利なものです。ですから、ぜひそういう検討をして、福崎町の方から要望を上げていくという、そういう努力方を求めていると思います。

あと、時間がなくなりましたので、学童保育の方も場所がかわりました。場所がかわりましたけれども、場所がかわったら、かわったでそれなりにまたよい面と、また新しい問題点というのが出てまいります。そんな面で、暑いとき、寒いときもあるわけではありますが、現在の場所で新たな問題点というふうなもの、そういうものは起こっていないのでしょうか。あるいは、学校運営との摩擦と言いますか、矛盾と言いますか、そういうものは起こっていないのでしょうか。

学校教育課長 まず、学校との摩擦ですけれども、それは基本的には聞いておりません。ただ、小さいそういう事柄については、学校から連絡等を受けることはありますけれども、基本的にはございません。

メリット、デメリットということでございますけれども、メリットにつきましては、空き教室を二部屋使わせていただいております、長机をそこへ広げまして、勉強とか、読書、そういったことで、今子どもたちが喜んで活動しております。それと、その階にトイレがあって、田原小学校の体育館と比べましたら比較的近くなりましたので、環境改善も図られていると思います。

それと、デメリットですけれども、これは以前にも申したかも知れませんが、田原小の体育館では、外にアスレックスがございまして、子どもにとりましては大変よかったんですけれども、それがございませんので、そういった件がデメリットというところまではいきませんが、そういうことではないかと思っております。

小林 博議員 いずれにいたしましても、あれが万全の場所ということにもなかなかないと思います。将来にわたっていろいろ検討をしていただかなければならないと思いますが、いずれにしても各学校に校区ごとにつくっていくというのも一つ

の方法ですし、どこか別の施設をつくるということも方法でしょうが、常に改善方について考えておいていただきたいというふうに思っております。

次に、資材の高騰等が続いておりますが、学校給食の給食費は、ことは幾らにセットされたんでしょうか。予算審査特別委員会の方に聞いたんですけど、お答えがまだ決まっていないということで聞けなかったと思うんです。そんなことで給食費が、幼稚園、小学校、中学校、幾らになったのか、その点をお聞かせいただきたい。

それから、ついでに減免の金額、人数等々について、予算の範囲内におさまるのかどうかということについてもお聞かせをいただきたいと思います。

学校教育課長 給食費ですけれども、小学校につきましては3,700円です。中学校一、二年は4,300円、3年は4,150円、幼稚園は2,700円です。前年度と変わっておりません。

それと、減免ということですが、小学校、中学校、幼稚園を足しますと、今年度、20年度、1年間のトータルになりますけれども、これも変わってくるかと思いますが、今現在でしたら1年間402万8,000円の準要保護の関係でなと思います。人数にいたしまして98人です。予算内におさまるかということですが、今のところおさまっております。

小林 博議員 できるだけ公正な基準に適用しつつ、問題のない運営にしていっていただきたいと思います。

学校給食費を上げないで資材等が大変上がっておるということですが、栄養面とか、そういう部分については大丈夫でしょうか。

学校教育課長 ご承知のとおり、油、灯油ですけれども、これがかなり上がっております。そういったことで燃料費につきましては、またご無理を企画財政課に申しまして、予算の追加をお願いしなくてはならないと考えております。

それと、給食費につきましては、確かに食材も上がっております。とりわけ、揚げる食用油、それとか、小麦の関係でそういう加工食品があるんですけども、そういったものが上がっておりますけれども、現場の栄養士が工夫をいたしまして、カロリーとか、質を落とすことなく、今、献立をしております。したがって、20年度につきましては現在の体制で頑張っていきたいと思います。

小林 博議員 よろしく願いをいたします。ちょっと時間がなくなりましたので、通します。

水害防災対策の3番目のところですが、これはいつも言っておることの繰り返しであります。急速に宅地化が本当に市街化区域内では進んでおります。雨水排水対策が非常に問題になっております。下水道も汚水については、ほぼ見通しがつきました。したがって、下水道計画で決定をしております、雨水排水計画についても実行のときであると思います。田原地区の幹線については、手がつけられておりますが、市川以西について幹線に手をつけるのは、これは事実上不可能ということでありまして、したがって、實際上、雨水排水は効果的に進むような、そういう水路を地域ごとに選んで、そして、下水道の雨水排水対策としてやっていく方向で事業化してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

下水道課長 下水道計画の雨水排水計画を本格的に取り組む時期に来ているのではないかと思います。平成20年度事業で進めてきます中島井ノ口線の延伸計画に伴い、田原地区では先ほどおっしゃられたとおり、着手を川すそ川、それから長目幹線、ヤゴ幹線というふうに進めておりまして、今のところ平成23年度までかかると見込んでおります。

一方で、これもおっしゃったとおりなんですが、汚水の面整備を鋭意進めております。これも工業団地を除くところでは平成25年度までかかる見通しです。

雨水対策事業の年次計画につきましては、これらの進捗の度合い、非常に大きな事業が控えておりますことから、これらの進捗の度合いを見定めながら、財政的な事情もございますので、今後計画を策定していきたいと、こんなふうに考えております。

小林 博議員 ぜひ私の質問の、毎回同じことを言っていて申しわけないんですが、本当に大変なんです。ですから、ぜひ検討をしていていただきたい。なかなかできるまで言わなきゃならん、言い続けなきゃならんということになると思います。

次に交通安全対策等については、交通事故がふえておるということでいろいろ議論もありました。そんな中で、福崎町内で起こっておる交通事故について、どことどこで、どんな問題が発生しておるんだというふうに聞きますと、県道で何件、町道で何件、国道では何件というふうな、そんな報告でありましたけれども、そういうことではなく、一つ一つを地図に現場を落として、どこにどういう物理的な問題があったのかということをはっきりと明かにして、事故防止対策を進めることが要ると思います。ぜひそんな方向で進めてほしいと思います。

それから、バイクの暴走が非常に多いということで、近畿医療福祉大学へその旨を注意をするように伝えてほしいという声が多くといますか、七、八人の町民の方から私は聞いておりますので、お伝えをいたしておきたいと思います。とりあえずそのところを。

住民生活課長 交通安全対策を考えると、重要な点が二つあると思います。

一つは、交通安全意識の向上であり、もう一つは道路等の構造的な対策をすることだと思います。警察の方ともお話をしたんですけれども、事故原因の多くは、人為的なミスによるもので、交通安全意識の向上がまず大事だと思います。また、ミスがあったとしても、大きな事故にならないようにするためには、道路構造等にも問題がないか検証する必要があると思います。福崎警察署と連携を密にし、そういった事故現場を把握するように努めてまいりたいと思います。

それから、バイクの暴走の件につきましては、また大学の方にも要望してまいりたいと、このように思います。

小林 博議員 神崎橋の工事が近づいております。8月20日から全面通行止めで3月までということで、周辺では大変困ったという話題になっておるところであります。それだけの地域に影響を与えながら、あの橋、少し広がるのかいなというふうな話が出てまいります。いやどうも今のままの幅らしいでと言うと、何ちゅうこっちゃいなという話を言われるわけです。この計画が県から出たときに、大型車ならぎりぎりいっぱいすれ違いです、非常に危ない。ですから、これをもう少し幅を広げてほしいとか、いろいろ構造上の問題で、あるいは全面的に建てかえてほしいとか、建てかえないなら改修するならもう少し幅を広げてとか、いろいろそういうことを、構造上の問題について町から要望をしたのか、あるいはしなかったのか、その点についてはどうでしょうか。

まちづくり課長 この計画がありまして県の方から説明もございまして、今言われたような議論もしております。基本的にはこの趣旨であります。耐震補強ということで、今の橋を補強して、長寿命化を図るということでありまして、改良はできないと。例えば、上の上部だけを広げても当然もちません。下の橋脚、橋台も広げなければなりません。そういったことから非常に事業費もかさむことから、当初の目的どおり、現況の橋の耐震化を図るのみということになります。

小林 博議員 市川にかかる生野から瀬戸内海までで、主な道路で一番古い橋だそうでございます。したがって、基礎工事をやる時には、図面もなく大変だったという話で、基礎の補強のときには、去年はそうだったようでありますから、そんな

ことで古屋の造作ということにならんように心配をいたしております。せっかく県民税をかけて・・・ということにならんようにしてほしいと思います。

その安全対策含めて、ナビ等にも新しいものには通行止めというのが入るようですが、そういうことも含めて、全体的な幅広い安全対策については、立てられておるのでしょうか。

まちづくり課長 基本的には県の事業でありますので、県と工事の請負業者、そして福崎警察と綿密に対策会議も開いて、詰めているところでございます。説明会も近々になっておりますので、案につきましては、基本的なものはできていくと、このように思っております。

小林 博議員 県と業者と警察、町は入っていないんですか。

まちづくり課長 それは、町も入っております。基本としまして今申し上げたところでございまして、町の意見も反映をさせていただいているところでございます。

小林 博議員 営業保障の問題も含めて、いろいろ住民の間からは議論が出ておりますが、大変心配をされておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

ごみの分別収集が始まって以降のこの種別の収集量の変化等がわかっておりましたらお聞かせをいただきたいということで通告をしておるんですが、これはまた後で、できておりましたら資料をいただいたらよろしいです。

それから、サンライズ工業が進めている計画ですが、温水プール等については、4月に建築確認が出て、8月ぐらいの着工になるのではないかとというのが前の議会での前参事の答弁でありましたが、現在どのようになっておりますか。

まちづくり課長 今申された件ですが、事業者であるサンライズ工業から温浴施設、温水プールの建設計画につきましては、これまでは早くということで聞いておりましたが、今現在は建設資材の高騰の影響により、計画の着手の変更、内容の変更を行う必要があるということで、おくれるということの報告を聞いております。

小林 博議員 いつごろまでおくれるということは、期間は聞いておられないわけですか。

まちづくり課長 それは聞いておりません。

小林 博議員 民間の事業のことでございますので、聞いておらないということであればそういうことだと思います。そんなふうに承知をしておきたいと思います。

以上、雑駁な質問で時間もほぼいっぱい使いまして申しわけございませんでした。終わります。

議長 以上で、小林 博君の一般質問を終わります。

以上をもって通告による一般質問のすべてを終わります。

これにて、第415回福崎町議会定例会の日程をすべて終了することになりました。

よって、閉会することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

第415回福崎町議会定例会を閉会することと決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月の13日に招集され、本日までの14日間にわたり、本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、本当にありがとうございました。本定例会に提案されました案件について、慎重審議をいただき、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆さんには、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べら

れました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

うっとうしい梅雨空が続きますが、どうか皆様方におかれましては、健康に十分ご留意され、議員活動と町政発展のためにご精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

閉会に当たりまして、町長からごあいさつをいただきます。

町 長 第415回福崎町定例議会を終わるに当たりまして、一言お礼とごあいさつを申し上げたいと思います。

14日間にわたって行われましたこの議案には、町から提案いたしました議案すべてにわたって慎重な審議をしていただきました。その結果、すべての議案について可決をしていただきましたことは、大変うれしく思っているわけでございます。

議長のあいさつにもございましたように、この間受けましたさまざまなご意見、そして、忠告といった面も含みまして、執行に当たって十分な配慮をしながら進めてまいりたいと考えております。始まりましたそのときは梅雨が始まり、また、水田もまだすべてが埋まっているというわけではありませんでしたけれども、今はもうすっかり水田のその稲も青々となるような季節になってまいりました。梅雨はまだまだ続くと思われましますので、議員の皆様におかれましては、十分お体に気をつけられて、ご活躍されますようお願いを申し上げます。

特に一般質問でお受けいたしました内容につきましては、直ちに取り組めるもの、あるいは、検討するもの、さまざまありますけれども、十分な配慮でこれから運営に、実行に進めてまいりたい、このように考えております。

どうも長い間ありがとうございました。

議 長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

皆さん、ご苦労さんでございました。

閉会 午後 3時52分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成 20 年 6 月 26 日

福崎町議会議長 宇 崎 壽 幸

福崎町議会議員 福 永 繁 一

福崎町議会議員 日 野 虔 介